

令和3年第3回

小松市議会定例会議案

令和3年(2021年)6月

目 次

| 議案番号 | 議 件 名 | 頁 |
|--------|---|-----|
| 議案第28号 | 工事請負契約について…………… | 1 |
| 議案第29号 | 令和3年度小松市一般会計補正予算（第2号）…………… | 3 |
| 議案第30号 | 令和3年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）…………… | 11 |
| 議案第31号 | 令和3年度小松市公債管理特別会計補正予算（第1号）…………… | 15 |
| 議案第32号 | 令和3年度小松市下水道事業会計補正予算（第1号）…………… | 19 |
| 議案第33号 | 令和3年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第1号）… | 21 |
| 議案第34号 | 市長の退職手当の特例に関する条例について…………… | 23 |
| 議案第35号 | 小松市税条例の一部を改正する条例について…………… | 25 |
| 議案第36号 | 小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例につい て…………… | 27 |
| 議案第37号 | 小松市学習等供用施設等に関する条例の一部を改正する条例につい て…………… | 29 |
| 議案第38号 | 小松市未来教育推進基金条例の一部を改正する条例について…………… | 31 |
| 議案第39号 | 小松市デジタル通信施設条例の一部を改正する条例について…………… | 33 |
| 議案第40号 | 小松市手数料条例の一部を改正する条例について…………… | 35 |
| 議案第41号 | 小松市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行 条例の一部を改正する条例について…………… | 37 |
| 議案第42号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 41 |
| 報告第1号 | 令和2年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書…………… | 103 |
| 報告第2号 | 令和2年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書…………… | 107 |
| 報告第3号 | 令和2年度小松市水道事業会計予算繰越計算書…………… | 109 |
| 報告第4号 | 令和2年度小松市水道事業会計予算繰越計算書…………… | 111 |
| 報告第5号 | 令和2年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書…………… | 113 |
| 報告第6号 | 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書…………… | 115 |
| 報告第7号 | 専決処分の報告について…………… | 117 |

| | | |
|--------|---------------------|-----|
| 報告第8号 | 法人の経営状況の報告について…………… | 123 |
| 報告第9号 | 法人の経営状況の報告について…………… | 135 |
| 報告第10号 | 法人の経営状況の報告について…………… | 149 |
| 報告第11号 | 法人の経営状況の報告について…………… | 167 |

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立矢田野小学校大規模改造工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金173,800,000円
- 4 契約の相手方 小松市蓑輪町ニの7番地
田嶋建設株式会社
代表取締役 田嶋 英夫

令和3年度小松市一般会計補正予算
(第2号)

令和3年度小松市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,017,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,914,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|----------|------------|-----------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 14 | 分担金及び負担金 | 115,580 | 8,608 | 124,188 |
| | 1 分担金 | 10,205 | 8,608 | 18,813 |
| 16 | 国庫支出金 | 8,031,029 | 932,216 | 8,963,245 |
| | 2 国庫補助金 | 2,647,531 | 932,216 | 3,579,747 |
| 17 | 県支出金 | 3,649,300 | 150,131 | 3,799,431 |
| | 2 県補助金 | 882,120 | 150,131 | 1,032,251 |
| 19 | 寄附金 | 150,601 | 55,625 | 206,226 |
| | 1 寄附金 | 150,601 | 55,625 | 206,226 |
| 20 | 繰入金 | 810,186 | 370,500 | 1,180,686 |
| | 1 基金繰入金 | 762,300 | 370,500 | 1,132,800 |
| 21 | 繰越金 | 117,701 | 43,820 | 161,521 |
| | 1 繰越金 | 117,701 | 43,820 | 161,521 |
| 22 | 諸収入 | 1,827,388 | 128,000 | 1,955,388 |
| | 4 雑入 | 394,961 | 128,000 | 522,961 |
| 23 | 市債 | 4,591,800 | 1,328,500 | 5,920,300 |
| | 1 市債 | 4,591,800 | 1,328,500 | 5,920,300 |
| | 歳 入 合 計 | 45,896,700 | 3,017,400 | 48,914,100 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|-------------|------------|---------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 | 議会費 | 349,394 | 2,200 | 351,594 |
| | 1 議会費 | 349,394 | 2,200 | 351,594 |
| 2 | 総務費 | 3,346,211 | 39,600 | 3,385,811 |
| | 1 総務管理費 | 2,579,008 | 27,200 | 2,606,208 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 234,532 | 12,400 | 246,932 |
| 3 | 民生費 | 17,362,005 | 364,750 | 17,726,755 |
| | 1 社会福祉費 | 7,566,799 | 1,250 | 7,568,049 |
| | 2 児童福祉費 | 8,899,220 | 314,700 | 9,213,920 |
| | 3 生活保護費 | 895,986 | 48,800 | 944,786 |
| 4 | 衛生費 | 2,698,040 | 404,800 | 3,102,840 |
| | 1 保健衛生費 | 875,405 | 392,800 | 1,268,205 |
| | 2 環境対策費 | 1,164,315 | 11,000 | 1,175,315 |
| | 4 病院費 | 600,838 | 1,000 | 601,838 |
| 6 | 農林水産業費 | 998,415 | 100,390 | 1,098,805 |
| | 1 農業費 | 670,060 | 83,730 | 753,790 |
| | 2 林業費 | 297,052 | 16,660 | 313,712 |
| 7 | 商工費 | 928,082 | 445,110 | 1,373,192 |
| | 1 商工費 | 928,082 | 445,110 | 1,373,192 |
| 8 | 土木費 | 6,502,970 | 604,800 | 7,107,770 |
| | 1 土木管理費 | 68,321 | 30,000 | 98,321 |
| | 2 道路橋りょう費 | 1,063,991 | 202,700 | 1,266,691 |
| | 3 河川費 | 131,605 | 90,500 | 222,105 |
| | 4 都市計画費 | 1,937,129 | 220,600 | 2,157,729 |
| | 6 飛行場費 | 481,502 | 50,000 | 531,502 |
| | 7 住宅費 | 596,594 | 11,000 | 607,594 |
| 9 | 消防費 | 1,278,711 | 51,850 | 1,330,561 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|---------|------------|-----------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 1 消防費 | 1,278,711 | 51,850 | 1,330,561 |
| 10 | 教育費 | 5,966,176 | 1,183,900 | 7,150,076 |
| | 1 教育総務費 | 712,071 | 42,400 | 754,471 |
| | 2 小学校費 | 790,608 | 98,800 | 889,408 |
| | 3 中学校費 | 470,837 | 23,800 | 494,637 |
| | 4 高等学校費 | 462,846 | 13,000 | 475,846 |
| | 5 社会教育費 | 1,287,643 | 140,400 | 1,428,043 |
| | 6 保健体育費 | 1,021,947 | 865,500 | 1,887,447 |
| 12 | 公債費 | 6,339,600 | △130,000 | 6,209,600 |
| | 1 公債費 | 6,339,600 | △130,000 | 6,209,600 |
| 13 | 予備費 | 110,000 | △50,000 | 60,000 |
| | 1 予備費 | 110,000 | △50,000 | 60,000 |
| | 歳 出 合 計 | 45,896,700 | 3,017,400 | 48,914,100 |

第2表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------------------|---------|------------|---|--|
| 合葬墓・納骨堂整備費 | 391,000 | 普通貸借又は証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 |
| 農業振興費 | 6,100 | | | |
| 学習等 子供用施設 建設費 | 7,500 | | | |
| 耐震性貯水槽 設置費 | 12,700 | | | |
| 高性能 ドローン 整備費 | 6,000 | | | |
| 水防対策費 | 6,100 | | | |
| 市立高校 改修費 | 9,200 | | | |
| 放課後 児童クラブ 施設整備費 | 74,200 | | | |
| 加賀国府 こまつの 歴史の里 整備費 | 7,300 | | | |
| こまつドーム 改修費 | 123,400 | | | |
| 小松屋内水泳 プール改修費 | 193,700 | | | |
| 計 | 837,200 | | | |

(変 更)

(単位千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|----------------------------|---------|------------------------|---|--|---------|------------------------|---|--|
| | 限 度 額 | 起債の 方 法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の 方 法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 松 東 地 域 こ ども 園 整 備 費 | 251,700 | 普通貸 借又は 証券発 行 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率) | 借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。 | 391,000 | 普通貸 借又は 証券発 行 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率) | 借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。 |
| 児童センター 施設整備費 | 176,300 | | | | 230,300 | | | |
| 土地改良費 | 16,000 | | | | 28,800 | | | |
| 県 営 土 地 改 良 費 | 34,400 | | | | 60,600 | | | |
| 水 利 施 設 改 修 費 | 700 | | | | 2,800 | | | |
| 県営広域基幹 林道整備費 | 15,500 | | | | 31,600 | | | |
| 道路橋りょう 整 備 費 | 308,300 | | | | 396,400 | | | |
| 県 営 道 路 改 良 舗 装 費 | 4,000 | | | | 8,000 | | | |
| 都 市 排 水 路 整 備 費 | 18,900 | | | | 41,400 | | | |
| 北 陸 新 幹 線 建 設 推 進 費 | 67,500 | | | | 135,000 | | | |

(単位千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|---------------|-----------|------------------------|---|--|-----------|------------------------|---|--|
| | 限 度 額 | 起債の 方 法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の 方 法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 街路整備費 | 73,100 | 普通貸 借又は 証券発 行 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率) | 借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。 | 100,100 | 普通貸 借又は 証券発 行 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率) | 借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。 |
| 県営街路 整備費 | 30,600 | | | | 55,000 | | | |
| 市営住宅 住戸改善費 | 26,700 | | | | 34,000 | | | |
| 計 | 4,591,800 | | | | 5,083,100 | | | |

議案第30号

令和3年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,140,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|-----------|------------|-------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 | 国庫支出金 | 2,232,047 | 478 | 2,232,525 |
| | 2 国庫補助金 | 514,296 | 478 | 514,774 |
| 4 | 支払基金交付金 | 2,665,412 | 540 | 2,665,952 |
| | 1 支払基金交付金 | 2,665,412 | 540 | 2,665,952 |
| 5 | 県支出金 | 1,447,822 | 250 | 1,448,072 |
| | 2 県補助金 | 47,196 | 250 | 47,446 |
| 7 | 繰入金 | 1,513,401 | 732 | 1,514,133 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,498,515 | 250 | 1,498,765 |
| | 2 基金繰入金 | 14,886 | 482 | 15,368 |
| | 歳 入 合 計 | 10,138,300 | 2,000 | 10,140,300 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|--------------------|------------|-------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 | 地域支援事業費 | 329,104 | 2,000 | 331,104 |
| | 1 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 239,354 | 2,000 | 241,354 |
| | 歳 出 合 計 | 10,138,300 | 2,000 | 10,140,300 |

議案第31号

令和3年度小松市公債管理特別会計補 正予算（第1号）

令和3年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,837,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|-----------|-----------|----------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 | 繰入金 | 6,336,600 | △130,000 | 6,206,600 |
| | 1 一般会計繰入金 | 6,336,600 | △130,000 | 6,206,600 |
| | 歳 入 合 計 | 9,967,300 | △130,000 | 9,837,300 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|---------|-----------|----------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 | 公債費 | 9,967,300 | △130,000 | 9,837,300 |
| | 1 公債費 | 9,967,300 | △130,000 | 9,837,300 |
| | 歳 出 合 計 | 9,967,300 | △130,000 | 9,837,300 |

議案第32号

令和3年度小松市下水道事業会計補正 予算（第1号）

第1条 令和3年度小松市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度小松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中当年度分損益勘定留保資金「1,448,972千円」を「1,415,223千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「46,734千円」を「80,483千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 2,740,900千円 | 139,000千円 | 2,879,900千円 |
| 第1項 企業債 | 2,182,350千円 | 139,000千円 | 2,321,350千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 4,683,300千円 | 139,000千円 | 4,822,300千円 |
| 第1項 建設改良費 | 820,043千円 | 139,000千円 | 959,043千円 |

第3条 予算第5条の表中、「518,600」を「657,600」に改める。

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---------------------------|--------------------|---|
| 第2期下水道施 等包括的民間委 託事業 | 令和4年度から 令和6年度まで | 1,059,000千円に流入水量の変動 及び物価変動に伴う額を増減し た額 |

議案第33号

令和3年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目) | (既決予定額) | (補正予定額) | | (計) |
|------------|-------------|---------|-------------|-----|
| | | 収 | 入 | |
| 第1款 病院事業収益 | 8,812,000千円 | 1,000千円 | 8,813,000千円 | |
| 第2項 医業外収益 | 979,520千円 | 1,000千円 | 980,520千円 | |
| | | 支 | 出 | |
| 第1款 病院事業費用 | 8,734,000千円 | 6,000千円 | 8,740,000千円 | |
| 第1項 医業費用 | 8,661,665千円 | 6,000千円 | 8,667,665千円 | |

第3条 予算第4条本文括弧書中「44,639千円」を「69,090千円」に、「371,779千円」を「347,283千円」に、「582千円」を「627千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目) | (既決予定額) | (補正予定額) | | (計) |
|-----------|-----------|----------|-----------|-----|
| | | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 422,000千円 | 13,000千円 | 435,000千円 | |
| 第1項 企業債 | 150,000千円 | 13,000千円 | 163,000千円 | |

| | 支 | 出 | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 第1款 資本的支出 | 839,000千円 | 13,000千円 | 852,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 168,000千円 | 13,000千円 | 181,000千円 |

議案第34号

市長の退職手当の特例に関する条例について

市長の退職手当の特例に関する条例を次のように制定する。

市長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に現に市長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、小松市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成8年小松市条例第29号）第2条及び第3条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和7年4月12日限り、その効力を失う。

議案第35号

小松市税条例の一部を改正する条例について

小松市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第39条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第3条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第12条の2中第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、第21項の次に次の1項を加える。

22 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

附則第13条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 小松市税条例附則第13条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 小松市税条例第26条第2項及び第39条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(3) 小松市税条例附則第12条の2第21項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(4) 附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の小松市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第36号

小松市病院事業の設置並びに管理条例 の一部を改正する条例について

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正 する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表病院の項診療科目の欄中「， 消化器内科」の次に「， 血液内科」を加え， 「， 神経内科」を「， 脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は， 令和3年8月1日から施行する。

議案第37号

小松市学習等供用施設等に関する条例 の一部を改正する条例について

小松市学習等供用施設等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市学習等供用施設等に関する条例の一部を改正 する条例

小松市学習等供用施設等に関する条例（昭和62年小松市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表安宅新地区学習等供用施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

小松市未来教育推進基金条例の一部を 改正する条例について

小松市未来教育推進基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市未来教育推進基金条例の一部を改正する条例

小松市未来教育推進基金条例（昭和55年小松市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，外国語教育をはじめ」を「，外国語教育及びICT教育を強化し」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第39号

小松市デジタル通信施設条例の一部を 改正する条例について

小松市デジタル通信施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市デジタル通信施設条例の一部を改正する条例

小松市デジタル通信施設条例（平成22年小松市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第9条中「宅内工事の費用」の次に「（以下「工事費」という。）」を加える。

第16条第1項第4号中「施設の使用料」の次に「又は工事費」を加える。

別表第5標準放送プランの項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------------------|--------|-----------------------------|
| 多チャンネル放送プラン (スマートライト) | 3,960円 | 1,650円に2台目以降の 追加台数分を乗じた額 |
|--------------------------|--------|-----------------------------|

別表第5多チャンネル放送プラン（ライト）の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------------------|--------|-----------------------------|
| 多チャンネル放送プラン (スマートレギュラー) | 4,730円 | 1,980円に2台目以降の 追加台数分を乗じた額 |
|----------------------------|--------|-----------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

小松市手数料条例の一部を改正する条例 について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第8号を次のように改める。

(8) 削除

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行の日（令和3年9月1日）から施行する。

議案第41号

小松市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

小松市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

小松市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例（平成24年小松市条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を，「立体横断施設」，「乗合自動車停留所」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加える。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「，自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め，「の有効幅員」の前に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を加え，「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え，同項を同条第5項とし，同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条第1項及び第2項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「の横断勾配」の前に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第9条第2項中「車いす」を「車椅子」に改める。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号中「かご」を「籠」に改め、同条第4号中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同条第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第21条第2号及び第3号、第22条第2号並びに第28条第1項第3号及び第6号並びに第2項第1号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項及び第34条中「歩道等」の次に「，自転車歩行者専用道路等」を加える。

第35条第1号及び第2号，第36条第1号及び第2号，第37条第1項第1号から第3号まで，第38条第1項第2号及び第3号並びに第2項各号列記以外の部分，第2号及び第3号，第39条第1項並びに第2項各号列記以外の部分及び第2号並びに第41条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号中「車いす」を「車椅子」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年度

- 専決第16号 令和2年度小松市一般会計補正予算（第15号）
- 専決第17号 令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第5号）
- 専決第18号 令和2年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第2号）
- 専決第19号 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算
（第8号）
- 専決第20号 小松市税条例等の一部を改正する条例
- 専決第21号 小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
準等を定める条例等の一部を改正する条例

専決第16号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

令和2年度小松市一般会計補正予算（第15号）

令和 2 年度小松市一般会計補正予算 (第15号)

令和 2 年度小松市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ551,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,655,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----|------------|------------|----------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 7 | 地方消費税交付金 | 2,524,000 | △49,700 | 2,474,300 |
| | 1 地方消費税交付金 | 2,524,000 | △49,700 | 2,474,300 |
| 12 | 地方交付税 | 6,643,500 | 35,700 | 6,679,200 |
| | 1 地方交付税 | 6,643,500 | 35,700 | 6,679,200 |
| 15 | 使用料及び手数料 | 592,147 | △17,000 | 575,147 |
| | 1 使用料 | 384,201 | △17,000 | 367,201 |
| 16 | 国庫支出金 | 22,752,698 | △29,598 | 22,723,100 |
| | 1 国庫負担金 | 5,687,110 | △13,627 | 5,673,483 |
| | 2 国庫補助金 | 16,981,694 | △11,471 | 16,970,223 |
| | 3 国庫委託金 | 83,894 | △4,500 | 79,394 |
| 17 | 県支出金 | 3,828,036 | △62,810 | 3,765,226 |
| | 1 県負担金 | 2,440,829 | △24,610 | 2,416,219 |
| | 2 県補助金 | 1,142,134 | △38,200 | 1,103,934 |
| 19 | 寄附金 | 453,134 | 3,944 | 457,078 |
| | 1 寄附金 | 453,134 | 3,944 | 457,078 |
| 20 | 繰入金 | 937,992 | △183,400 | 754,592 |
| | 1 基金繰入金 | 937,992 | △183,400 | 754,592 |
| 21 | 繰越金 | 225,832 | 73,869 | 299,701 |
| | 1 繰越金 | 225,832 | 73,869 | 299,701 |
| 22 | 諸収入 | 879,641 | △76,588 | 803,053 |
| | 3 貸付金元利収入 | 155,893 | △100,000 | 55,893 |
| | 4 雑入 | 638,804 | 23,412 | 662,216 |
| 23 | 市債 | 6,298,100 | △245,900 | 6,052,200 |
| | 1 市債 | 6,298,100 | △245,900 | 6,052,200 |
| | 歳 入 合 計 | 62,206,710 | △551,483 | 61,655,227 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|-----------|------------|----------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 | 総務費 | 3,789,419 | 58,450 | 3,847,869 |
| | 1 総務管理費 | 2,745,376 | 58,450 | 2,803,826 |
| 3 | 民生費 | 17,431,120 | △150,408 | 17,280,712 |
| | 1 社会福祉費 | 7,104,115 | △57,790 | 7,046,325 |
| | 2 児童福祉費 | 9,409,508 | △88,018 | 9,321,490 |
| | 3 生活保護費 | 917,497 | △4,600 | 912,897 |
| 4 | 衛生費 | 3,461,729 | 8,155 | 3,469,884 |
| | 1 保健衛生費 | 1,446,752 | △10,345 | 1,436,407 |
| | 2 環境対策費 | 1,249,777 | 18,500 | 1,268,277 |
| | 4 病院費 | 707,880 | 0 | 707,880 |
| 5 | 労働費 | 36,656 | △15,000 | 21,656 |
| | 1 労働諸費 | 36,656 | △15,000 | 21,656 |
| 6 | 農林水産業費 | 2,005,631 | △37,500 | 1,968,131 |
| | 1 農業費 | 1,714,362 | △34,500 | 1,679,862 |
| | 2 林業費 | 252,083 | △3,000 | 249,083 |
| 7 | 商工費 | 12,639,008 | △83,900 | 12,555,108 |
| | 1 商工費 | 12,639,008 | △83,900 | 12,555,108 |
| 8 | 土木費 | 6,903,607 | △170,700 | 6,732,907 |
| | 1 土木管理費 | 112,939 | △4,500 | 108,439 |
| | 2 道路橋りょう費 | 1,397,943 | △32,000 | 1,365,943 |
| | 3 河川費 | 211,646 | 0 | 211,646 |
| | 4 都市計画費 | 2,141,362 | △104,000 | 2,037,362 |
| | 6 飛行場費 | 631,206 | △30,200 | 601,006 |
| | 7 住宅費 | 131,866 | 0 | 131,866 |
| 9 | 消防費 | 1,355,723 | 1,200 | 1,356,923 |
| | 1 消防費 | 1,355,723 | 1,200 | 1,356,923 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|---------|------------|----------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 10 | 教育費 | 8,485,611 | △161,780 | 8,323,831 |
| | 1 教育総務費 | 1,318,189 | △33,480 | 1,284,709 |
| | 2 小学校費 | 2,004,760 | △15,000 | 1,989,760 |
| | 3 中学校費 | 570,033 | △3,700 | 566,333 |
| | 5 社会教育費 | 1,619,671 | △93,400 | 1,526,271 |
| | 6 保健体育費 | 1,265,057 | △16,200 | 1,248,857 |
| | 歳 出 合 計 | 62,206,710 | △551,483 | 61,655,227 |

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|----------|------------------------------|--------|
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 高齢者等新型コロナウイルス検査助成費 | 17,000 |
| | 2. 児童福祉費 | 新型コロナウイルス感染症対策費 (私立こども園等) | 2,699 |
| | | 保育所等管理運営費(公立こども園等) | 2,200 |
| 4. 衛生費 | 1. 保健衛生費 | 感染症予防対策費 | 313 |
| | 4. 病院費 | 病院事業交付金 | 54,492 |
| 6. 農林水産費 | 2. 林業費 | 憩いの森管理運営費 | 1,580 |
| 8. 土木費 | 3. 河川費 | 都市排水路整備費 | 37,400 |
| | 4. 都市計画費 | 北陸新幹線建設推進費 | 25,050 |
| 9. 消防費 | 1. 消防費 | 耐震性貯水槽設置費 | 8,940 |
| 10. 教育費 | 1. 教育総務費 | 児童生徒進学応援金 | 1,840 |
| | 3. 中学校費 | 中学校校舎等改修費 | 21,800 |
| | 4. 高等学校費 | 市立高校改修費 | 15,400 |
| | 5. 社会教育費 | 文化財保存管理費 | 462 |
| | 6. 保健体育費 | 体育施設整備費 | 12,905 |
| | | カヌー競技施設整備費 | 5,742 |

(変更)

(単位千円)

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|----------|------------|------------------|--------------|------------------|--------------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 3. 民生費 | 2. 児童福祉費 | 児童センター施設整備費 | 45,000 | 児童センター施設整備費 | 50,000 |
| 4. 衛生費 | 1. 保健衛生費 | 新型コロナウイルスワクチン接種費 | 509,198 | 新型コロナウイルスワクチン接種費 | 497,055 |
| 6. 農林水産費 | 1. 農業費 | 環境王国拠点施設整備費 | 367,800 | 環境王国拠点施設整備費 | 385,000 |
| | 2. 林業費 | 県営広域基幹林道整備費負担金 | 5,841 | 県営広域基幹林道整備費負担金 | 5,978 |
| 8. 土木費 | 2. 道橋りょう路費 | 橋りょう改修等整備費 | 88,300 | 橋りょう改修等整備費 | 86,200 |
| | | 特別道路整備費 | 88,700 | 特別道路整備費 | 38,100 |
| | | 通学路整備費 | 10,000 | 通学路整備費 | 11,000 |
| | 4. 都市計画費 | 小松駅ターミナルプラン推進費 | 21,978 | 小松駅ターミナルプラン推進費 | 16,000 |
| | | 北国街道無電柱化整備費 | 303,400 | 北国街道無電柱化整備費 | 295,600 |
| | | 幸八幡線整備費 | 286,944 | 幸八幡線整備費 | 287,000 |
| | | 今江春日神社線外1路線整備費 | 54,440 | 今江春日神社線外1路線整備費 | 1,443 |
| | | 県営街路整備費負担金 | 22,500 | 県営街路整備費負担金 | 48,503 |
| | | 公園施設リニューアル費 | 30,000 | 公園施設リニューアル費 | 31,074 |
| | | | 安宅新地区土地区画整理費 | 241,000 | 安宅新地区土地区画整理費 |
| 9. 消防費 | 1. 消防費 | 消防資機材整備費 | 10,000 | 消防資機材整備費 | 9,815 |
| 10. 教育費 | 2. 小学校費 | 小学校校舎等改修費 | 327,000 | 小学校校舎等改修費 | 342,500 |

(廃止)

(単位千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|------------|------------|--------|
| 6. 農林水産費 | 1. 農業費 | 農業経営体育成支援費 | 20,000 |
| 8. 土木費 | 2. 道橋りょう路費 | 消雪施設整備費 | 32,000 |

第3表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|-------------|-----------|------------|---|--|-----------|------------|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公有財産費 | 11,300 | 普通貸借又は証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 | 12,000 | 普通貸借又は証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 |
| 松東地域こども整備費 | 217,500 | | | | 222,300 | | | |
| 環境王国拠点施設整備費 | 323,200 | | | | 332,300 | | | |
| 里山活性化支援費 | 5,400 | | | | 5,800 | | | |
| 道路橋りょう整備費 | 337,600 | | | | 324,800 | | | |
| 都市排水路整備費 | 45,200 | | | | 51,600 | | | |
| 街路整備費 | 185,400 | | | | 159,400 | | | |
| 県営街路整備費 | 112,500 | | | | 65,700 | | | |
| 松東みどり学園整備費 | 575,500 | | | | 567,900 | | | |
| 図書館空調復旧費 | 46,200 | | | | 2,100 | | | |
| 猶予特例債 | 130,000 | 同上 | 同上 | 同上 | — | — | — | — |
| 計 | 6,298,100 | | | | 6,052,200 | | | |

専決第17号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,348千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,747,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|-----------|-----------|---------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 | 県支出金 | 6,942,486 | △48,052 | 6,894,434 |
| | 1 県補助金 | 6,942,485 | △48,052 | 6,894,433 |
| 5 | 繰入金 | 681,493 | △7,050 | 674,443 |
| | 1 一般会計繰入金 | 677,443 | △3,000 | 674,443 |
| | 2 基金繰入金 | 4,050 | △4,050 | 0 |
| 6 | 繰越金 | 31,882 | 754 | 32,636 |
| | 1 繰越金 | 31,882 | 754 | 32,636 |
| | 歳 入 合 計 | 9,801,443 | △54,348 | 9,747,095 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|----------|-----------|---------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 | 保険給付費 | 6,784,006 | △97,000 | 6,687,006 |
| | 1 療養諸費 | 5,827,176 | △21,000 | 5,806,176 |
| | 2 高額療養費 | 924,620 | △71,000 | 853,620 |
| | 4 出産育児諸費 | 23,100 | △5,000 | 18,100 |
| 4 | 保健事業費 | 199,900 | △1,750 | 198,150 |
| | 2 保健事業費 | 133,400 | △1,750 | 131,650 |
| 7 | 諸支出金 | 70,903 | 44,402 | 115,305 |
| | 2 繰出金 | 10,611 | 44,402 | 55,013 |
| | 歳 出 合 計 | 9,801,443 | △54,348 | 9,747,095 |

専決第18号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

令和2年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第2号）

令和 2 年度小松市産業団地事業特別会計補 正予算（第 2 号）

令和 2 年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 既定の繰越明許費の補正は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(変更)

(単位千円)

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|------------|------------|------------------|---------|------------------|---------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 1. 土地区画整理費 | 1. 土地区画整理費 | 安宅新地区 土地区画整理費 | 377,200 | 安宅新地区 土地区画整理費 | 340,100 |

専決第19号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

令和2年度小松市国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第8号）

令和2年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第8号）

第1条 令和2年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|------------|-------------|------------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 病院事業収益 | 9,158,529千円 | 414,880千円 | 9,573,409千円 |
| 第1項 医業収益 | 7,432,920千円 | △360,000千円 | 7,072,920千円 |
| 第2項 医業外収益 | 1,725,609千円 | 774,880千円 | 2,500,489千円 |

第3条 予算第4条本文括弧書中「199,200千円」を「175,561千円」に、「3,745千円」を「6,753千円」に、「152,028千円」を「125,381千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------|-------------|------------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 1,294,800千円 | 25,639千円 | 1,320,439千円 |
| 第1項 企業債 | 867,200千円 | △114,900千円 | 752,300千円 |
| 第4項 補助金 | 44,600千円 | 138,539千円 | 183,139千円 |
| 第5項 寄附金 | 1,000千円 | 2,000千円 | 3,000千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 1,494,000千円 | 2,000千円 | 1,496,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 971,000千円 | 2,000千円 | 973,000千円 |

専決第20号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

小松市税条例等の一部を改正する条例

小松市税条例等の一部を改正する条例

(小松市税条例の一部改正)

第1条 小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第39条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第56条の9第3項」を加える。

第39条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第56条の8第1項第1号中「本条，次条第2項及び」を「この条，次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第56条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は，退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該退職所得申告書の提出に代えて，当該退職手当等の支払をする者に対し，当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については，同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と，「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と，「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第83条第1項中「によって、軽自動車等」を「によって、法第442条第3号に規定する軽自動車等（以下「軽自動車等」という。）」に改める。

第84条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

第92条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

第92条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

第92条の2第3項に次のただし書を加える。

ただし、第1項第2号の規定に該当する軽自動車等を所有する者（当該軽自動車等を所有する者が法第445条第1項の規定によって種別割を課することができない者であるものにあつては、その使用者）であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

附則第4条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第5条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び

第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第6条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第8条の2第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第4項中「掲げる額」を「掲げる金額」に改める。

附則第10条の4中「、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第12条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条

第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項を削り、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第21項とし、同条中第24項を第22項とし、第25項を第23項とする。

附則第18条の6中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第18条の7第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第19条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、

同条第4項中「，当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り，同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第85条の規定の適用については，当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り，第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り，第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き，営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り，第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第20条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第32条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第16条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(小松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小松市税条例等の一部を改正する条例（令和2年小松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、小松市税条例第51条第10項の改正規定中「法第321条の8第52項」を「法第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「法第321条の8第61項」を「法第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、小松市税条例第53条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、小松市税条例第53条の2の改正規定中「第53条の2第4項」を「第53条の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち、小松市税条例第97条第2項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

附則第3条の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。

）第39条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の小松市税条例（次項において「旧条例」という。）第39条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第39条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第39条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第39条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第39条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第39条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規

定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を，適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は，施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し，施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は，令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和2年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は，令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和2年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

専決第21号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

小松市長 和田 慎司

小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年小松市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条) 附則」を第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条) 附則に改める。

4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)

5章 雑則(第34条)

第4条に次の1項を加える。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等」を「、規則に定める

事項」に改める。

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切適正な指定居宅介護支援サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則に定める措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則に定める措置を講じなければならない。

第33条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条

第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）にあつては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは、「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

（小松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 小松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年小松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（附則

第88条—第91条） 「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法」を 第5章 雑則（第92条）

附則

に関する基準（第88条—第91条）

」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな

ければならない。

第5条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第9条第1項中「，これらの事業所又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「第45条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項中「できるものとする。」の次に「なお，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において，当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図

るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条の見出しを「（非常災害対策）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第33条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、規則で定める者により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利

用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「支援を行うもの（以下）」の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から小松市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市長が次期の小松市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の小松市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第60条の見出しを「（非常災害対策）」に改める。

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第66条中「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」を「、第29条の2、第32条から第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項並びに第33条第1項中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「、第40条第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」に改める。

第72条第1項中「（宿直勤務を除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな

対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「、共同生活住居」を「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に、「、当該共同生活住居」を「、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予

防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項中ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第82条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条中「、第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条」を「、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)」に、「、第62条及び第63条」を「及び第62条」に改め、「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項及び第33条第1項中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とを「、第40条第1項中「6月」とあるのは「2月」と」に改め、「、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サー

ビスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第91条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。

）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(小松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める

条例の一部改正)

第3条 小松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条） 」「第
附則 ）」を 第
附

5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）

6章 雑則（第35条）

則 ）」に改める。

第3条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけれ

ばならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第23条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第24条第3項中「召集」を「招集」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条の次に次の章名及び1条を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている

又は想定されるもの（第7条（第32条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（小松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 小松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年小松市条例第46号）の一部を次のように改正する。

| | |
|-------------------------------|--------|
| 目次中「第4節 運営に関する基準（第197条—第203条） | 「第4 |
| 附則 | 」を第10章 |
| | 附則 |

節 運営に関する基準（第197条—第203条）

雑則（第204条）

」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その

他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「指定短期入所生活介護事業所をいう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「指定短期入所生活介護事業所をいう。」の次に「第48条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「指定特定施設をいう。」の次に「第48条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の次に「第48条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「指定地域密着型特定施設をいう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第33条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応

型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第35条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により」を「、規則で定める者により」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第48条第1項第1号中「専ら」，「とする。」及びただし書を削り，同項第2号中「とする。」を削り，同項第3号中「専ら」，「とする。」及びただし書を削り，同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護

看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第57条第2項のただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第57条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための

方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「、第34条から第39条まで、第41条及び第42条」を「、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条まで」に改め、「、第34条及び第35条」を「、第33条の2第2項、第34条第1項及び第35条第1項」に改める。

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15の見出しを「（非常災害対策）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、規則で定める措置を講じなければならない。」に改める。

第60条の17中「、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密

着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員，地域密着型通所介護について知見を有する者等により」を「，規則で定める者により」に改め，「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，利用者等が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第60条の20中「，第29条」の次に「，第33条の2」を，「第39条まで」の次に「，第41条の2」を，「重要事項に関する規程」と，」の次に「同項，第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え，「，第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と，第54条中「訪問介護員等」とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業者」と」を削る。

第60条の20の3中「，第29条」の次に「，第33条の2」を，「第39条まで」の次に「，第41条の2」を加え，「第35条において」を「第35条第1項において」に，「，第35条中」を「，第33条の2第2項及び第35条第1項中」に，「及び第60条の13第3項中」を「，第60条の13第3項及び第4項中」に改める。

第60条の36中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第60条の38中「，第29条」の次に「，第33条の2」を，「第39条まで」の次に「，第41条の2」を加え，「，第35条中」を「，第33条の2第2項及び第35条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と，第35条第1項中」に改め，「，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り，「，第60条の13第3項」の次に「及び第4項」を加え，「「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を

有する者」と、」を削る。

第61条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第65条第1項中「これらの事業所又は施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「，第111条第9項」を加える。

第67条第1項中「できるものとする。」の次に「なお，共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第81条中「，第29条」の次に「，第33条の2」を，「第39条まで」の次に「，第41条の2」を，「重要事項に関する規程」と，」の次に「同項，第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え，「，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と」を「，第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」と」に改め，「，第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と」を削る。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「，指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設」を加え，同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「，第112条第2項」を「，第112条第3項」に改める。

第88条中「担当者を招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。ただし，利用者等が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第102条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から小松市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市長が次期の小松市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の小松市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え、「第35条中「運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは」を「「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは」に改める。

第111条第1項中「（宿直勤務を除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活

介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「，共同生活住居」を「，指定認知症対応型共同生活介護事業所」に，「，当該共同生活住居」を「，当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め，同条中第10項を第11項とし，第9項を第10項とし，第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず，サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については，介護支援専門員である計画作成担当者に代えて，第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず，共同生活住居の管理上支障がない場合は，サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は，本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては，1又は2）」に改め，同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え，同条第8項中「外部の者によ

る」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「、指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「、第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第41条、第42条」を「、第41条から第42条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え、「「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「」を削る。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者

は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「，第29条」の次に「，第33条の2」を加え，「，第41条，第42条」を「，第41条から第42条まで」に，「，第35条中」を「，第33条の2第2項及び第35条第1項中」に改め，「「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と，」を削る。

第152条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて，入所者の処遇に支障がないときは，第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え，同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。

第152条第8項各号列記以外の部分中「，栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え，同項第1号中「栄養士」を「生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士」に改め，同項第2号中「，栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え，同項第3号及び第4号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養

士」を加え、同条第13項中「，栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第158条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第159条第6項中「召集」を「招集」に改め、「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる

性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項各号列記以外の部分中「，次の各号に掲げる」を「，規則で定める」に改め，同項各号を削る。

第176条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え，同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条中「，第29条」の次に「，第33条の2」を，「，第39条」の次に「，第41条の2」を加え，「重要事項に関する規程」と，」の次に「同項，第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え，「，第35条中「運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と」及び「「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と，」を削る。

第181条第1項第1号ア(Ⅳ)中「，おおむね10人以下としなければならない」を「，原則としておおむね10人以下とし，15人を超えないものとする」に改め，同号ア(Ⅳ)中「，次のいずれかを満たすこと」を「，10.65平方メートル以上とすること。ただし，(Ⅶ)ただし書の場合にあつては，21.3平方メートル以上とすること」に改め，「① 10.65平方メートル以上とすること。ただし，(Ⅶ)ただし書の場合にあつては，21.3平方メートル以上とすること。」及び「② ユニットに属さない居室を改修したものについては，入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。」を削る。

第183条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第188条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第188条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「，第29条」の次に「，第33条の2」を，「，第39条」の次に「，第41条の2」を加え，「，第60条の15及び第60条の17第1項から第4項まで」を「，第60条の15，第60条の17第1項から第4項まで」に改め，「重要事項に関する規程」と，」の次に「同項，第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え，「，第35条中「運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」及び「「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と，」を削る。

第203条中「，第29条」の次に「，第33条の2」を加え，「，第41条，第42条」を「，第41条から第42条まで」に改め，「重要事項に関する規程」と，」の次に「同項，第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え，「第35条中「運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り，「，第60条の13第3項」の次に「及び第4項」を加え，「「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知

見を有する者」と、」を削る。

第203条の次に次の章名及び1条を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第41条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第5条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条小松市指定居

宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例附則第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

報告第1号

令和2年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 一般財源 |
|----------|----------|------------------------------|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|-----------|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 高齢者等新型コロナウイルス検査助成費 | 17,000,000 | 17,000,000 | | 8,500,000 | | | 8,500,000 |
| | | 新型コロナウイルス感染症対策費 (私立こども園等) | 2,699,000 | 2,699,000 | | 2,427,000 | | | 272,000 |
| | 2. 児童福祉費 | 保育所等管理運営費(公立こども園等) | 2,200,000 | 2,200,000 | | 1,980,000 | | | 220,000 |
| 4. 衛生費 | 1. 保健衛生費 | 松東地域こども園整備費 | 192,900,000 | 192,900,000 | | | 180,300,000 | | 12,600,000 |
| | | 児童センター施設整備費 | 50,000,000 | 50,000,000 | | | 36,000,000 | | 14,000,000 |
| | | すこやかセンター管理運営費 | 467,000 | 467,000 | | 419,000 | | | 48,000 |
| 4. 病院費 | 1. 保健衛生費 | 感染症予防対策費 | 313,000 | 313,000 | | | | | 313,000 |
| | | 新型コロナウイルスワクチン接種費 | 497,055,000 | 497,055,000 | | 655,000 | | | 5,000,000 |
| | | 病院事業交付金 | 54,492,000 | 54,492,000 | | 23,332,000 | | | 11,538,000 |
| 6. 農水産業費 | 1. 農業費 | 施設園芸推進費 | 283,620,000 | 283,620,000 | | | 257,837,000 | | 25,783,000 |
| | | 環境王国拠点施設整備費 | 385,000,000 | 385,000,000 | | 160,700,000 | 216,900,000 | | 7,400,000 |
| | | 農業施設等雪害復旧対策費 | 14,000,000 | 14,000,000 | | 12,500,000 | | | 1,500,000 |
| 6. 農水産業費 | 1. 農業費 | 県営土地改良費負担金 | 64,000,000 | 64,000,000 | | | 53,800,000 | 3,737,000 | 6,463,000 |
| | | 水利施設改修費 | 6,500,000 | 6,500,000 | | 4,480,000 | 900,000 | | 120,000 |
| | | 農業用施設防災対策費 | 11,000,000 | 11,000,000 | | 11,000,000 | | | |
| 7. 商工費 | 2. 林業費 | 憩いの森管理運営費 | 1,580,000 | 1,580,000 | | | | | 1,580,000 |
| | | 県営広域基幹林道整備費負担金 | 5,978,000 | 5,978,000 | | | 5,600,000 | | 378,000 |
| | | 林業専用道開設費 | 10,000,000 | 10,000,000 | | 9,046,000 | | | 954,000 |
| 7. 商工費 | 1. 商工費 | 新型コロナウイルス感染症経済対策費 | 51,000,000 | 51,000,000 | | | | | 51,000,000 |
| | | 遊泉寺銅山跡整備費 | 3,500,000 | 3,500,000 | | | | | 3,500,000 |

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | (単位 円) | |
|---------------|------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 8. 土木費 | 2. 道路橋りょう費 | 橋りょう改修整備費 | 86,200,000 | 86,200,000 | 46,277,000 | 38,000,000 | | | 1,923,000 | |
| | | 特別道路整備費 | 38,100,000 | 38,100,000 | 18,900,000 | 17,350,000 | | | 1,850,000 | |
| | 3. 河川費 | 通学路整備費 | 11,000,000 | 11,000,000 | 5,500,000 | 5,400,000 | | | 100,000 | |
| | | 都市排水路整備費 | 37,400,000 | 37,400,000 | 30,400,000 | | | | 7,000,000 | |
| | 4. 都市計画費 | 都市計画調査費 | 2,651,000 | 2,651,000 | | | | | 2,651,000 | |
| | | 小松駅ターミナルプラン推進費 | 16,000,000 | 16,000,000 | 1,400,000 | 1,200,000 | 13,178,000 | | 222,000 | |
| | | 北国街道無電柱化整備費 | 295,600,000 | 295,600,000 | 140,300,000 | 147,500,000 | 748,000 | | 7,052,000 | |
| | | 北陸新幹線建設推進費 | 25,050,000 | 25,050,000 | | 19,300,000 | | | 5,750,000 | |
| | | 幸八幡線整備費 | 287,000,000 | 287,000,000 | 164,300,000 | 119,300,000 | | | 3,400,000 | |
| | | 今江春日神社線外1路線整備費 | 1,443,000 | 1,443,000 | 160,000 | 1,000,000 | | | 283,000 | |
| | 9. 消防費 | 1. 消防費 | 県管街路整備費負担金 | 48,503,000 | 48,503,000 | | 45,900,000 | | | 2,603,000 |
| | | | 公園施設リニューアル費 | 31,074,000 | 31,074,000 | 15,000,000 | 15,900,000 | | | 174,000 |
| 安宅公園リニューアル整備費 | | 122,000,000 | 122,000,000 | 61,000,000 | 58,900,000 | | | 2,100,000 | | |
| 安宅新地区土地区画整理費 | | 238,100,000 | 238,100,000 | 129,890,000 | 100,100,000 | | | 8,110,000 | | |
| 10. 教育費 | 1. 教育総務費 | 耐震性貯水槽設置費 | 8,940,000 | 8,940,000 | | 8,900,000 | | | 40,000 | |
| | | 消防資機材整備費 | 9,815,000 | 9,815,000 | 8,832,000 | | | | 983,000 | |
| 10. 教育費 | 2. 小学校費 | 児童生徒進学応援金 | 1,840,000 | 1,840,000 | 40,000 | | | | 1,800,000 | |
| | | 小学校校舎等改修費 | 342,500,000 | 342,500,000 | 110,200,000 | 230,300,000 | | | 2,000,000 | |
| | 3. 中学校費 | 中学校校舎等改修費 | 21,800,000 | 21,800,000 | 19,573,000 | | | | 2,227,000 | |
| | | 管理運営費 | 2,000,000 | 2,000,000 | 1,800,000 | | | | 200,000 | |
| 5. 社会教育費 | 4. 高等学校費 | 市立高校改修費 | 15,400,000 | 15,400,000 | | 13,800,000 | | | 1,600,000 | |
| | | 文化財保存管理費 | 462,000 | 462,000 | | | | | 462,000 | |

| (単位 円) | | | | | | | | | | | |
|---------|----------|---|---|----------------------------------|---------------|---------------|------------|---------------|---------------|------------|-------------|
| 款 | 項 | 事 | 業 | 名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 一般財源 |
| | | | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | |
| | | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 10. 教育費 | 5. 社会教育費 | | | 加賀国府こまつ歴史再発見費 | 1,600,000 | 1,600,000 | | | | | 1,600,000 |
| | | | | | 32,000,000 | 32,000,000 | 28,800,000 | | | 3,200,000 | |
| | 6. 保健体育費 | | | 学校保健推進費 体育施設整備費 カヌー競技施設整備費 | 12,905,000 | 12,905,000 | | 10,600,000 | | | 2,305,000 |
| | | | | | 5,742,000 | 5,742,000 | | | | 5,742,000 | |
| 合 計 | | | | | 3,348,429,000 | 3,348,429,000 | 24,027,000 | 1,762,243,000 | 1,326,950,000 | 18,663,000 | 216,546,000 |

報告第2号

令和2年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| | | (単位 円) | | | | | | | | | |
|-----------|--------|--------------|---|---|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|------|
| 款 | 項 | 事 | 業 | 名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
| | | | | | | | 既収入特定財源 | | 未収入特定財源 | | 一般財源 |
| | | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 1. 地区整理画費 | 地区整理画費 | 安宅新地区土地区画整理費 | | | 340,100,000 | 340,100,000 | | 163,000,000 | 177,100,000 | 177,100,000 | |
| | 合 | 計 | | | 340,100,000 | 340,100,000 | | 163,000,000 | 177,100,000 | 177,100,000 | |

報告第3号

令和2年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |
|---------|---------|----------|------------|---------|------------|------------|-------|---------|-----------|------------|-----|----------------------------|--------------|
| | | | | | | 工事負担金 | 国庫補助金 | 一般会計出資金 | 企業債 | 損留 | | | |
| 1.資本的支出 | | | 73,000,000 | 0 | 73,000,000 | 11,000,000 | 0 | 0 | 8,800,000 | 53,200,000 | 0 | 0 | |
| | 1.建設改良費 | 配水管布設工事等 | 73,000,000 | 0 | 73,000,000 | 11,000,000 | 0 | 0 | 8,800,000 | 53,200,000 | 0 | 0 | 関連工事工期調整等のため |

報告第4号

令和2年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算上額 | 支払義務額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |
|-------|---------|----------|------------|-------|------------|-----------|------------|----|-----|----------------------------|--------------|
| | | | | | | 受託工事 | 損益 | 勘定 | | | |
| | | | 額 | 発生額 | 繰越額 | 収入 | 留保 | 資金 | 額 | | |
| 水道事業 | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| 1. 費用 | | | 30,000,000 | 0 | 30,000,000 | 4,000,000 | 26,000,000 | 0 | 0 | | |
| | 1. 営業費用 | 配水管布設工事等 | 30,000,000 | 0 | 30,000,000 | 4,000,000 | 26,000,000 | 0 | 0 | | 関連工事工期調整等のため |

報告第5号

令和2年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算上額 | 支払義務 発生額 | 翌 年 繰 越 額 | 左の財源内訳 | | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額 | 説明 |
|----------|----------|--------------|------------------|-------------|-----------------------|-----------------|------------------|------------------|--------|----------------|--------|------------------------------------|---------------------------|
| | | | | | | 工事負担金 | 国庫補助金等 | 企業債 | 繰越工事資金 | 損益勘定 留保資金 | | | |
| 1. 資本的支出 | | | 円 377,000,000 | 円 0 | 円 377,000,000 | 円 19,000,000 | 円 120,300,000 | 円 235,600,000 | 円 0 | 円 2,100,000 | 円 0 | 円 0 | |
| | 1. 建設改良費 | 未普及解消 工事等 | 377,000,000 | 0 | 377,000,000 | 19,000,000 | 120,300,000 | 235,600,000 | 0 | 2,100,000 | 0 | 0 | 関係工事との 調整に日数を 要したため |

報告第6号

令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |
|----------|----------|-------|-----------------|----------------|-----------------|--------|--------|-----------------|--------|----------|--------|----------------------------|--------------------|
| | | | | | | 工事負担金 | 国庫補助金 | 他会計負担金 | 企業債 | 損留保 | | | |
| 1. 資本的支出 | | | 円 58,000,000 | 円 3,507,075 | 円 54,492,000 | 円 0 | 円 0 | 円 54,492,000 | 円 0 | 円 925 | 円 0 | 円 0 | |
| | 1. 建設改良費 | 施設整備費 | 58,000,000 | 3,507,075 | 54,492,000 | 0 | 0 | 54,492,000 | 0 | 925 | 0 | 0 | 新型コロナウイルス感染症の影響のため |

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年度

専決第15号 小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

令和3年度

専決第1号 損害賠償の額を定めることについて

専決第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月10日

小 松 市 長 和 田 慎 司

小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険条例の一部を改正 する条例

小松市国民健康保険条例（昭和34年小松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。））」を「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年4月6日

小松市長 和田 慎司

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方 (記載省略)
- 2 損害賠償額 (記載省略)
- 3 事故の概要 (記載省略)

報告第8号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、小松市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和2年度小松市土地開発公社決算状況

事業実績

公有地取得事業(取得)

| 事業区分 | | 金額(円) | 備考 |
|------|---------------|-------------|------------------------------|
| 代行用地 | 安宅新地区土地区画整理事業 | 653,187,175 | 安宅新町イ247番17ほか285筆 66,180.63㎡ |

公有地取得事業(処分)

| 事業区分 | | 金額(円) | 備考 |
|------|---------------------|--------------|-----------------------|
| 公有用地 | 小松駅付近連続立体交差事業(9) | 3,820,000 | 八幡町102番2,103番 134.32㎡ |
| | 空港周辺整備事業代替用地取得事業 | 14,610,000 | 草野町ウ2番3 外4筆 1,824.00㎡ |
| | 小松市土地開発公社健全化促進費 | 100,000,000 | 時価簿価差改善 2件 |
| | ・小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷) | (44,147,244) | |
| | ・(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業 | (55,852,756) | |
| 合計 | | 118,430,000 | |

附帯等事業(保有地賃貸)

| 事業区分 | | 金額(円) | 備考 |
|------|----------------------------|------------|-----------------|
| 公有用地 | 小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9) | 1,476,778 | 日の出第1駐車場, 新幹線工事 |
| | 都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森 | 535,269 | 新幹線工事 |
| | 空港周辺整備事業代替用地 | 3,082,391 | 新幹線工事 |
| | 小松駅西土地区画整理事業(清, 9, 10, 12) | 3,235,000 | 駅西駐車場 |
| | (仮称)小松駅南駐車場用地取得事業 | 2,200,000 | 駅南駐車場 |
| 完成土地 | 矢田野工業団地造成事業 | 1,056,932 | 民間賃貸 |
| 合計 | | 11,586,370 | |

貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位:円)

資産の部

| | | | |
|-----------|------------------|------------------|----------------------|
| 1 流動資産 | | | |
| (1)現金及び預金 | 266,702,859 | | |
| (2)未収金 | 0 | | |
| (3)公有用地 | 1,371,178,951 | | |
| (4)代行用地 | 1,022,430,870 | | |
| (5)完成土地等 | <u>0</u> | | |
| 流動資産合計 | | 2,660,312,680 | |
| 2 固定資産 | | | |
| (1)出資金 | <u>5,000,000</u> | | |
| 固定資産合計 | | <u>5,000,000</u> | |
| 資産合計 | | | <u>2,665,312,680</u> |

負債の部

| | | | |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 流動負債 | | | |
| (1)短期借入金 | 335,205,714 | | |
| (2)未払金 | <u>102,153,220</u> | | |
| 流動負債合計 | | 437,358,934 | |
| 2 固定負債 | | | |
| (1)長期借入金 | <u>2,120,000,000</u> | | |
| 固定負債合計 | | <u>2,120,000,000</u> | |
| 負債合計 | | | <u>2,557,358,934</u> |

資本の部

| | | | |
|------------|------------------|--------------------|----------------------|
| 1 資本金 | | | |
| (1)基本財産 | <u>5,000,000</u> | | |
| 資本金合計 | | 5,000,000 | |
| 2 準備金 | | | |
| (1)前期繰越準備金 | 102,635,399 | | |
| (2)当年度純利益 | <u>318,347</u> | | |
| 準備金合計 | | <u>102,953,746</u> | |
| 資本合計 | | | <u>107,953,746</u> |
| 負債・資本合計 | | | <u>2,665,312,680</u> |

損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

| | | |
|---------------|-------------------|-----------------------|
| 1 事業収益 | | |
| (1) 公有地取得事業収益 | 118,430,000 | |
| (2) 土地造成事業収益 | 0 | |
| (3) 附帯等事業収益 | <u>11,586,370</u> | 130,016,370 |
| 2 事業原価 | | |
| (1) 公有地取得事業原価 | 117,410,574 | |
| (2) 土地造成事業原価 | 0 | |
| (3) 附帯等事業原価 | <u>7,136,415</u> | <u>124,546,989</u> |
| 事業総利益 | | 5,469,381 |
| 3 販売費及び一般管理費 | | <u>5,191,436</u> |
| 事業利益 | | 277,945 |
| 4 事業外収益 | | |
| (1) 受取利息 | 501 | |
| (2) 雑収益 | <u>39,901</u> | 40,402 |
| 5 事業外費用 | | |
| (1) 支払利息 | <u>0</u> | <u>0</u> |
| 事業外利益 | | <u>40,402</u> |
| 経常利益 | | <u>318,347</u> |
| 当期純利益 | | <u><u>318,347</u></u> |

剰余金計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

1 欠損準備金

| | | |
|-----------|-------------|--------------------|
| (1)前年度末残高 | 101,715,215 | |
| (2)前年度繰入額 | 920,184 | |
| (3)当年度処分額 | 0 | |
| (4)当年度末残高 | | <u>102,635,399</u> |

2 未処分利益剰余金

| | | |
|--------------|--|-----------------------|
| (1)当年度純利益繰入額 | | <u>318,347</u> |
| 当年度未処分利益剰余金 | | <u><u>318,347</u></u> |

剰余金処理計算書

(単位:円)

| | | |
|---------------|--|-----------------|
| 1 当年度未処分利益剰余金 | | 318,347 |
| 2 利益剰余金処分額 | | |
| (1)欠損準備金 | | <u>318,347</u> |
| 3 翌年度繰越利益剰余金 | | <u><u>0</u></u> |

キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

| | | |
|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|
| I 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 公有地取得事業収入 | | 118,430,000 |
| 公有用地売却収入 | 118,430,000 | |
| 代行用地売却収入 | <u>0</u> | |
| 土地造成事業収入 | | 0 |
| 完成土地等売却収入 | 0 | |
| 開発中土地売却収入 | <u>0</u> | |
| 附帯等事業収入 | | 11,586,370 |
| その他の事業収入 | | 39,901 |
| 収入小計 | | <u>130,056,271</u> |
| 公有地取得事業支出 | | △ 392,704 |
| 代行用地取得事業支出 | | △ 596,557,151 |
| 令和2年度事業支出 | △ 553,215,181 | |
| 令和元年度事業未払金の支出 | <u>△ 43,341,970</u> | |
| 土地造成事業支出 | | 0 |
| 取得に係る支出 | | |
| 管理に係る支出 | <u>0</u> | |
| 附帯等事業支出 | | 0 |
| その他の事業支出 | | 0 |
| 販売費及び一般管理費支出 | | △ 5,211,566 |
| 人件費に係る支出 | △ 12,300 | |
| 令和2年度経費に係る支出 | △ 5,176,496 | |
| 令和元年度経費未払金の支出 | <u>△ 22,770</u> | |
| その他の業務支出 | | 0 |
| 支出小計 | | <u>△ 602,161,421</u> |
| 差引小計 | | <u>△ 472,105,150</u> |
| 利息の受取額 | | 501 |
| 利息の支払額 | | 0 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー計 | | <u>△ 472,104,649</u> ・・・(1) |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 投資有価証券の取得による支出 | | 0 |
| 投資有価証券の売却による収入 | | 0 |
| 有形固定資産の売却による収入 | | 0 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | <u>0</u> |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー計 | | <u>0</u> ・・・(2) |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入による収入 | | 457,181,413 |
| 短期借入金の返済による支出 | | △ 579,157,112 |
| 長期借入による収入 | | 1,580,000,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | | △ 960,000,000 |
| 金銭出資の受入による収入 | | <u>0</u> |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー計 | | <u>498,024,301</u> ・・・(3) |
| 現金及び現金同等物増加額(1)+(2)+(3) | | <u>25,919,652</u> |
| 現金及び現金同等物期首残高 | | <u>240,783,207</u> |
| 現金及び現金同等物期末残高 | | <u>266,702,859</u> |

2 令和3年度小松市土地開発公社事業計画

令和3年度小松市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

公有地の拡大の推進に関する法律の目的に従い、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与していく。

このうち、市の事業計画が進まないため、長期に渡り保有している公有地については、市の今後の処分方針と調整しながら、機会を捉えた民間への積極的な売却処分にも努めていく。

2. 個別計画

1) 公有地取得事業(取得)

| 事業区分 | | 事業場所 | 地積m2 | 事業費 (千円) | 備考 |
|------|---------------|--------|--------|-------------|----|
| 代行用地 | 安宅新地区土地区画整理事業 | 安宅新町地内 | 13,836 | 137,569 | |
| 合 計 | | | | 137,569 | |

2) 公有地取得事業(処分)

長期保有の間に時価が下落し、簿価との差額が生じている公有地に対して、小松市から健全化促進事業費を受け、買戻しの一環として差額の圧縮に努める。また、必要に応じて、当事業で利子補給を行い、簿価を抑制する。

| 事業区分 | | 地番 | 地積m2 | 概算売却価格 (千円) | 備考 |
|-----------------|--------------------------|----|------|----------------|----|
| 小松市土地開発公社健全化促進費 | | | | 5,000 | |
| 公有用地 | 小松駅付近連続立体交差事業用地 (仮線敷) | | | (2,524) | |
| | 利子補給事業 | | | (240) | |
| 代行用地 | 利子補給事業 | | | (2,236) | |
| 合 計 | | | | 5,000 | |

3) 附帯等事業(保有地賃貸)

暫定の有効活用として保有地の賃貸を行ない、簿価の低減に充てる。

| 事業区分 | | 地番 | 地積m2 | 貸付料 (千円) | 備考 |
|----------|---|-----------------------------|-------|-------------|--------------|
| 公有 用地 | 小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9) | 日の出町三丁目155番7 外 | 602 | 424 | 日の出第1 駐車場 |
| | 小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9) 都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森 | 新鍛冶町乙164番5外 日の出町三丁目175番外 | 1,499 | 818 | 新幹線工事 用地 |
| | 小松駅西土地区画整理事業(清, 9, 10, 12) | 土居原町740番 | 3,122 | 3,235 | 駅西駐車場 |
| 完成 土地 | 矢田野工業団地造成事業 | 矢田野町西32番13 | 3,986 | 1,057 | 民間賃貸 |
| 合 計 | | | | 5,534 | |

4) その他処分

その他の長期保有地については、市担当部局と今後の償還調整を図るとともに、民間による保有地照会などの機会を積極的に捉えて、処分に努めるものとする。

3 令和3年度小松市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 令和3年度小松市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | (単位:千円) |
|-----|----------------|---------|
| 収 入 | 第1款 事業収益 | 10,600 |
| | 第1項 公有地取得事業収益 | 5,000 |
| | 第2項 土地造成事業収益 | 0 |
| | 第3項 附帯等事業収益 | 5,600 |
| | 第2款 事業外収益 | 31 |
| | 第1項 受取利息 | 1 |
| | 第2項 雑収益 | 30 |
| | 収入合計 | 10,631 |
| 支 出 | 第1款 事業原価 | 6,954 |
| | 第1項 公有地取得事業原価 | 5,000 |
| | 第2項 土地造成事業原価 | 0 |
| | 第3項 附帯等事業原価 | 1,954 |
| | 第2款 販売費及び一般管理費 | 3,676 |
| | 第1項 販売費及び一般管理費 | 3,676 |
| | 第3款 事業外費用 | 0 |
| | 第1項 支払利息 | 0 |
| | 支出合計 | 10,630 |

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 144,104千円は、
損益勘定留保資金で補填するものとする。)

| | | (単位:千円) |
|----|--------------|-----------|
| 収入 | 第1款 資本的収入 | 1,296,000 |
| | 第1項 借入金 | 1,296,000 |
| | 収入合計 | 1,296,000 |
| 支出 | 第1款 資本的支出 | 1,440,104 |
| | 第1項 公有地取得事業費 | 140,104 |
| | 第2項 土地造成事業費 | 0 |
| | 第3項 借入金償還金 | 1,300,000 |
| | 支出合計 | 1,440,104 |

(借入金)

第4条 借入金の目的, 限度額, 借入の方法, 利率及び償還の方法を次の
とおりと定める。

借入金の目的 公有地取得事業資金に充てるため。

限度額 1,296,000千円

借入の方法 証書借入, 借入時期は令和3年度中とする。

ただし, 本事業年度において借入を行わなかった金額は,
翌事業年度に繰り越して借入することが出来る。

利率 借入先と協議して定める利率による。

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い, その
他の場合は理事長が定めるところによる。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は, 336,000千円と定める。

4 令和3年度小松市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

| 区 分 | | 予算額 |
|------|-------------|-----------|
| 受入資金 | 1 前期繰越金 | 266,702 |
| | 2 公有用地売却収益 | 2,764 |
| | 3 代行用地売却収益 | 2,236 |
| | 4 完成土地等売却収益 | 0 |
| | 5 附帯等事業収益 | 5,600 |
| | 6 受取利息 | 1 |
| | 7 雑収益 | 30 |
| | 8 長期借入金 | 960,000 |
| | 9 短期借入金 | 336,000 |
| 合 計 | | 1,573,333 |
| 支払資金 | 1 一般管理費 | 3,676 |
| | 2 事業外費用 | 0 |
| | 3 公有用地取得事業費 | 299 |
| | 4 代行用地取得事業費 | 139,805 |
| | 5 完成土地等売却費 | 0 |
| | 6 長期借入金償還金 | 960,000 |
| | 7 短期借入金償還金 | 340,000 |
| | 8 前年度未払金 | 102,153 |
| 合 計 | | 1,545,933 |
| 差 額 | | 27,400 |

報告第9号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人小松市開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和2年度一般財団法人小松市開発公社決算

事業報告書

1. 事業概要

令和2年度の事業概要は次のとおりです。

1) 駐車場運営事業

事業活動ではコロナ禍の影響により、駐車場事業収益が72,867千円(前年度比42.5%減)となった。時間貸し利用収入で35,406千円(前年度比60.2%減)、定期・月極利用収入34,879千円(前年比0.5%増)であった。

駐車場利用台数は、時間貸し利用台数で前年度比35.1%の減、定期・月極利用台数は年度末比で13.8%の減であった。

財務活動では、立体駐車場用地取得に伴う民間金融機関からの長期借入金について、定期償還を行った。

2) 駐車場の実績

(1) 時間貸し駐車場 (利用台数及び収入)

| 駐車場名 | 収容台数 | 年間利用台数(台) | | | 料金収入(千円) | | |
|----------|------|-----------|---------|--------|----------|--------|--------|
| | | R1年度 | R2年度 | 増減率 | R1年度 | R2年度 | 増減率 |
| 小松駅前立体 | 306 | 110,600 | 69,837 | △36.9% | 24,013 | 12,120 | △49.5% |
| 小松駅西 | 117 | 70,426 | 41,984 | △40.4% | 24,864 | 7,802 | △68.6% |
| 小松駅東 | 181 | 95,718 | 61,318 | △35.9% | 35,001 | 11,701 | △66.6% |
| 小松駅南 | 101 | 15,201 | 20,075 | 32.1% | 430 | 1,675 | 289.5% |
| ヒルズパーキング | 89 | 28,347 | 14,789 | △47.8% | 4,595 | 2,108 | △54.1% |
| 計 | 794 | 320,292 | 208,003 | △35.1% | 88,903 | 35,406 | △60.2% |

(1)-1 時間貸し駐車場 (回転率)

| 駐車場名 | 収容台数 | 1日当たり平均台数(台) | | | 回転率 | | |
|----------|------|--------------|------|--------|------|------|-------|
| | | R1年度 | R2年度 | 増減率 | R1年度 | R2年度 | 増減 |
| 小松駅前立体 | 306 | 302 | 191 | △36.8% | 0.99 | 0.62 | △0.37 |
| 小松駅西 | 117 | 192 | 115 | △40.1% | 1.64 | 0.98 | △0.66 |
| 小松駅東 | 181 | 261 | 168 | △35.6% | 1.44 | 0.93 | △0.51 |
| 小松駅南 | 101 | 42 | 55 | 31.0% | 0.42 | 0.54 | 0.12 |
| ヒルズパーキング | 89 | 77 | 40 | △48.1% | 0.87 | 0.45 | △0.42 |

(1)-2 時間貸し駐車場（定期利用台数及び収入）

| 駐車場名 | 収容台数 | 契約台数(台) | | | 料金収入(千円) | | |
|--------|------|---------|-------|--------|----------|--------|--------|
| | | R1年度末 | R2年度末 | 増減率 | R1年度 | R2年度 | 増減率 |
| 小松駅前立体 | 306 | 228 | 180 | △21.1% | 16,008 | 13,539 | △15.4% |
| 小松駅東 | 181 | 27 | 21 | △22.2% | 2,579 | 4,500 | 74.5% |
| 小松駅南 | 101 | 73 | 67 | △8.2% | 3,821 | 4,504 | 17.9% |
| 計 | 588 | 328 | 268 | △18.3% | 22,408 | 22,543 | 0.6% |

(2) 月極駐車場（契約率及び収入）

| 月極駐車場 | 収容台数 | 契約台数(台) | | 契約率 | 料金収入(千円) | | |
|-----------|------|---------|-------|-------|----------|--------|--------|
| | | R1年度末 | R2年度末 | R2年度末 | R1年度 | R2年度 | 増減率 |
| 日の出第1 | 26 | 25 | 26 | 100% | 1,167 | 1,173 | 0.5% |
| ①高架下新町 | 6 | 6 | 6 | 100% | 280 | 286 | 2.1% |
| ②高架下新鍛冶町 | 12 | 11 | 11 | 92% | 611 | 657 | 7.5% |
| ③高架下小寺町 | 18 | 18 | 18 | 100% | 938 | 979 | 4.4% |
| ④高架下細工町第1 | 16 | 14 | 14 | 88% | 926 | 982 | 6.0% |
| ⑤高架下細工町第2 | 14 | 13 | 13 | 93% | 881 | 917 | 4.1% |
| ⑥高架下土居原町 | 30 | 28 | 20 | 67% | 2,695 | 2,216 | △17.8% |
| ⑦高架下第1 | 34 | 33 | 29 | 85% | 2,007 | 2,065 | 2.9% |
| ⑧高架下第2 | 29 | 25 | 22 | 76% | 1,378 | 1,510 | 9.6% |
| ⑨高架下第3 | 20 | 16 | 17 | 85% | 793 | 918 | 15.8% |
| ⑩明峰駅市営 | 16 | 13 | 13 | 81% | 638 | 633 | △0.8% |
| 計 | 221 | 202 | 189 | 86% | 12,314 | 12,336 | 0.2% |

①～⑩はまちデザイン課より受託駐車場

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|--------------|---------------|---------------|-------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| (1) 現金預金 | | | |
| 小口現金 | 653,710 | 685,080 | △31,370 |
| 普通預金 | 23,781,290 | 38,588,005 | △14,806,715 |
| 現金預金合計 | 24,435,000 | 39,273,085 | △14,838,085 |
| (2) その他流動資産 | | | |
| 未収金 | 2,350,562 | 2,524,359 | △173,797 |
| 未収消費税等 | 1,672,700 | 0 | 1,672,700 |
| その他流動資産合計 | 4,023,262 | 2,524,359 | 1,498,903 |
| 流動資産合計 | 28,458,262 | 41,797,444 | △13,339,182 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 定期預金 | 11,000,000 | 11,000,000 | 0 |
| 基本財産合計 | 11,000,000 | 11,000,000 | 0 |
| (2) その他固定資産 | | | |
| 建物 | 737,981,100 | 737,981,100 | 0 |
| 建物減価償却累計 | △493,293,943 | △471,470,298 | △21,823,645 |
| 建物附帯設備 | 178,465,521 | 178,465,521 | 0 |
| 建物附帯設備減価償却累計 | △176,473,498 | △175,881,165 | △592,333 |
| 機械装置 | 82,231,207 | 82,231,207 | 0 |
| 機械装置減価償却累計 | △70,942,493 | △68,535,817 | △2,406,676 |
| 構築物 | 64,372,731 | 64,372,731 | 0 |
| 構築物減価償却累計 | △59,242,593 | △57,710,265 | △1,532,328 |
| 工具器具備品 | 17,706,565 | 17,706,565 | 0 |
| 工具器具備品減価償却累計 | △17,706,557 | △17,706,557 | 0 |
| 車両運搬具 | 5,909,989 | 5,909,989 | 0 |
| 車両運搬具減価償却累計 | △5,455,722 | △4,698,612 | △757,110 |
| 土地 | 1,113,136,291 | 1,113,136,291 | 0 |
| リース資産 | 12,768,192 | 12,768,192 | 0 |
| リース資産減価償却累計 | △9,576,144 | △7,448,112 | △2,128,032 |
| 電話加入権 | 370,552 | 370,552 | 0 |
| ソフトウェア | 0 | 0 | 0 |
| 預託金 | 8,600 | 8,600 | 0 |
| その他固定資産合計 | 1,380,259,798 | 1,409,499,922 | △29,240,124 |
| 固定資産合計 | 1,391,259,798 | 1,420,499,922 | △29,240,124 |
| 資産合計 | 1,419,718,060 | 1,462,297,366 | △42,579,306 |

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位:円)

| | | | |
|---------------|---------------|---------------|-------------|
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未払金 | 13,774,789 | 27,027,190 | △13,252,401 |
| 前受金 | 968,000 | 1,478,900 | △510,900 |
| 預り金 | 42,820 | 55,475 | △12,655 |
| 流動負債合計 | 14,785,609 | 28,561,565 | △13,775,956 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 長期借入金 | 501,301,000 | 515,470,000 | △14,169,000 |
| 延払金負債 | 19,080,000 | 20,670,000 | △1,590,000 |
| リース債務 | 3,192,048 | 5,320,080 | △2,128,032 |
| 固定負債合計 | 523,573,048 | 541,460,080 | △17,887,032 |
| 負債合計 | 538,358,657 | 570,021,645 | △31,662,988 |
| | | | |
| | | | |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 定期預金 | 11,000,000 | 11,000,000 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 11,000,000 | 11,000,000 | 0 |
| (うち基本財産への充当額) | 11,000,000 | 11,000,000 | 0 |
| 2. 一般正味財産 | 870,359,403 | 881,275,721 | △10,916,318 |
| 正味財産合計 | 881,359,403 | 892,275,721 | △10,916,318 |
| | | | |
| 負債及び正味財産合計 | 1,419,718,060 | 1,462,297,366 | △42,579,306 |

正味財産増減計算書
令和2年4月1日から 令和3年3月31日

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息 | 934 | 932 | 2 |
| 基本財産運用益計 | 934 | 932 | 2 |
| 事業収益 | | | |
| 駐車場収入 | 72,867,110 | 126,751,524 | △53,884,414 |
| 事業収益計 | 72,867,110 | 126,751,524 | △53,884,414 |
| 雑収益 | | | |
| 雑収益 | 2,500,000 | 820 | 2,499,180 |
| その他事業外収入 | 6,730,175 | 6,593,802 | 136,373 |
| 雑収益計 | 9,230,175 | 6,594,622 | 2,635,553 |
| 経常収益計 | 82,098,219 | 133,347,078 | △51,248,859 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | | | |
| 総係費 | 12,711,989 | 26,121,346 | △13,409,357 |
| 平面駐車場 | 25,410,500 | 33,634,649 | △8,224,149 |
| 立体駐車場 | 24,146,584 | 20,592,919 | 3,553,665 |
| 市月極駐車場 | 89,650 | 173,190 | △83,540 |
| 減価償却費 | 29,240,124 | 30,941,809 | △1,701,685 |
| 雑損失 | 0 | 96,000 | △96,000 |
| 事業費計 | 91,598,847 | 111,559,913 | △19,961,066 |
| 管理費 | | | |
| 支払利息 | 1,415,690 | 1,863,897 | △448,207 |
| 管理費計 | 1,415,690 | 1,863,897 | △448,207 |
| 経常費用計 | 93,014,537 | 113,423,810 | △20,409,273 |
| 当期経常増減額 | △10,916,318 | 19,923,268 | △30,839,586 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 構築物売却益 | 0 | 0 | 0 |
| 土地売却益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 1 | △1 |
| 固定資産除却損 | 0 | 1 | △1 |
| 固定資産売却支出 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | △1 | 1 |
| 当期一般正味財産増減額 | △10,916,318 | 19,923,267 | △30,839,585 |
| 一般正味財産期首残高 | 881,275,721 | 861,352,454 | 19,923,267 |
| 一般正味財産期末残高 | 870,359,403 | 881,275,721 | △10,916,318 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 11,000,000 | 11,000,000 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 11,000,000 | 11,000,000 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 881,359,403 | 892,275,721 | △10,916,318 |

剰余金計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

| 資本剰余金の部 | |
|----------------|---------------------------|
| 1 工事負担金 | |
| (1) 前年度末残高 | 61,267,017 |
| (2) 前年度繰入金 | 0 |
| (3) 当年度発生額 | 0 |
| (4) 当年度処分額 | 0 |
| (5) 当年度末残高 | <u>61,267,017</u> |
| 工事負担金合計 | <u>61,267,017</u> |
| 資本剰余金合計 | <u>61,267,017</u> |
| | |
| 利益剰余金の部 | |
| 1 利益準備金 | |
| (1) 前年度末残高 | 321,608,704 |
| (2) 前年度処分額 | 0 |
| (3) 当年度発生額 | 0 |
| (4) 当年度処分額 | 0 |
| (5) 当年度末残高 | <u>321,608,704</u> |
| 利益準備金合計 | 321,608,704 |
| 2 当年度剰余金 | |
| (1) 当年度純利益 | <u>△ 10,916,318</u> |
| (2) 当年度未処分剰余金 | <u>△ 10,916,318</u> |
| 当年度剰余金合計 | <u>△ 10,916,318</u> |
| 利益剰余金合計 | <u>310,692,386</u> |
| 剰余金合計 | <u>371,959,403</u> |

剰余金処分(案)

(単位:円)

| | |
|--------------|--------------------|
| 1 当年度未処分剰余金 | △10,916,318 |
| 2 剰余金処分額 | |
| (1) 利益準備金繰入額 | <u>△10,916,318</u> |
| 3 翌年度繰越剰余金 | <u>0</u> |

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の償却率は、旧定額法を適用している。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、250%定率法(定額法の償却率の2.5倍)を適用している。

平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、200%定率法(定額法の償却率の2.0倍)を適用している。

(2) 消費税などの会計処理

消費税の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

| 科 目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|----------|------------|-------|-------|------------|
| 基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 11,000,000 | 0 | 0 | 11,000,000 |
| 小 計 | 11,000,000 | 0 | 0 | 11,000,000 |
| 特定資産 | | | | |
| 退職給与引当資産 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減価償却引当資産 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 11,000,000 | 0 | 0 | 11,000,000 |

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

| 科 目 | 当期末残高 | (うち指定正味 財産からの充 当額) | (うち一般正味 財産からの充 当額) | (うち負債に 対応する額) |
|----------|------------|--------------------------|--------------------------|------------------|
| 基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 11,000,000 | (11,000,000) | | — |
| 小 計 | 11,000,000 | (11,000,000) | (0) | — |
| 特定資産 | | | | |
| 退職給与引当資産 | 0 | | 0 | |
| 減価償却引当資産 | 0 | | 0 | |
| 小 計 | 0 | (0) | (0) | (0) |
| 合 計 | 11,000,000 | (11,000,000) | (0) | (0) |

財 産 目 録
令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:円)

| 資 産 の 部 | 内 訳 | 金 額 |
|-----------|--------------------------|----------------------|
| 1 流動資産 | | <u>28,458,262</u> |
| (1)現金及び預金 | | 24,435,000 |
| イ 小口現金 | 補充用釣銭 653,710 | |
| ロ 普通預金 | 北國銀行・北陸銀行 23,781,290 | |
| (2)未収金 | 受託事業収入ほか 2,350,562 | 4,023,262 |
| 未収消費税等 | 還付消費税 1,672,700 | |
| 2 固定資産 | | <u>1,391,259,798</u> |
| (1)基本財産 | | 11,000,000 |
| イ 定期預金 | 北國銀行 11,000,000 | |
| (2)有形固定資産 | | 1,379,880,646 |
| イ 土地 | 立体・駅東駐車場用地 1,113,136,291 | |
| ロ 建 物 | 立体駐車場本体ほか 737,981,100 | |
| 減価償却累計 | △493,293,943 | |
| ハ 建物付属設備 | 立体駐車場電気設備ほか 178,465,521 | |
| 減価償却累計 | △176,473,498 | |
| ニ 機械装置 | 立体駐車場管理システムほか 82,231,207 | |
| 減価償却累計 | △70,942,493 | |
| ホ 構築物 | 駅西駐車場構築物ほか 64,372,731 | |
| 減価償却累計 | △59,242,593 | |
| ヘ 工具器具備品 | 立体駐車場放送設備ほか 17,706,565 | |
| 減価償却累計 | △17,706,557 | |
| ト 車両運搬具 | 自動車(2台) 5,909,989 | |
| 減価償却累計 | △5,455,722 | |
| チ リース資産 | 駅東精算機(2機) 12,768,192 | |
| 減価償却累計 | △9,576,144 | |
| (3)無形固定資産 | | 379,152 |
| イ 電話加入権 | 370,552 | |
| ロ 預託金 | リサイクル費用 8,600 | |
| 資 産 合 計 | | 1,419,718,060 |

| 負 債 の 部 | 内 訳 | 金 額 |
|----------|---|--------------------|
| 1 流動負債 | | <u>14,785,609</u> |
| (1)未払金 | 用地賃借料ほか 13,774,789 | |
| (2)前受金 | 968,000 | |
| (3)預り金 | 源泉所得税等 42,820 | |
| 2 固定負債 | | <u>523,573,048</u> |
| (1)長期借入金 | 立体駐車場建設未償還元金 〈小松市農協・小松市〉 501,301,000 | |
| (2)延払金負債 | ヒルズパーキング延払金 19,080,000 | |
| (3)リース債務 | 駅東精算機(2機) 3,192,048 | |
| 負 債 合 計 | | 538,358,657 |
| 差引純資産 | | 881,359,403 |

2 令和3年度一般財団法人小松市開発公社事業計画

1. 基本方針

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与する。

2. 駐車場運営事業

(1) 事業活動

小松駅周辺公共駐車場として、小松駅前立体駐車場、小松駅西駐車場、小松駅東駐車場、ヒルズパーキング駐車場、小松駅南駐車場の計5箇所の時間貸し駐車場（収容台数794台）と、JR高架下駐車場など計11箇所の月極駐車場（収容台数 221台）を運営する。

小松駅西駐車場については、民間による立体駐車場建設が7月着工予定であり、小松駅東駐車場では北陸電力複合ビルの建設準備が令和4年3月から始まる予定であり、駐車場運営については、駅西が6月まで駅東が令和4年2月までとなる。

2024年春の北陸新幹線開業へ向けて、各駐車場の利用状況・利用形態を踏まえ、駐車場毎の適正な料金体系を検討していく。

(2) 投資活動

ヒルズパーキングの取得に伴う計画的な延払いをしていく。

(3) 財務活動

立体駐車場用地取得に伴う民間金融機関からの長期借入金について、事業収益の増収に応じて積極的な繰上げ償還を行い、負債の逡減を図っていく。

(4) 駐車場の概要

①時間貸し駐車場

| 駐車場名 | 収容台数(台) | 基本料金 (円/1h) | 定期料金 (円/台・月) |
|-----------|---------|-------------|-----------------|
| | | 追加料金(円/30分) | |
| 小松駅前立体駐車場 | 306 | 100 | 6,300(全日) |
| | | 50 | 4,200(夜間) |
| 小松駅西駐車場 | 117 | 100 | — |
| | | 50 | — |
| 小松駅東駐車場 | 181 | 100 | 8,400 |
| | | 50 | |
| ヒルズパーキング | 89 | 100 | — |
| | | 50 | |
| 小松駅南駐車場 | 101 | 100 | 5,200 |
| | | 50 | |
| 合計 | 794 | | |

②月極駐車場

| 月極駐車場 | 収容台数(台) | 料金(円/台・月) | 摘要 |
|---------------|-------------|---------------|--------|
| 日の出第1月極駐車場 | 26 | 4,200 | |
| 高架下新町月極駐車場 | 6 | 4,200 | |
| 高架下新鍛冶町月極駐車場 | 12 (うち2台) | 5,200 (4,700) | (軽自動車) |
| 高架下小寺町月極駐車場 | 18 (うち6台) | 5,200 (4,700) | 〃 |
| 高架下細工町第1月極駐車場 | 16 (うち3台) | 6,300 (5,800) | 〃 |
| 高架下細工町第2月極駐車場 | 14 (うち2台) | 6,300 (5,800) | 〃 |
| 高架下土居原町月極駐車場 | 30 | 8,400 | |
| 高架下第1月極駐車場 | 34 (うち5台) | 5,800 | |
| 高架下第2月極駐車場 | 29 (うち4台) | 5,200 | |
| 高架下第3月極駐車場 | 20 (うち3台) | 4,700 (4,200) | (軽自動車) |
| 明峰駅市営月極駐車場 | 16 | 3,700 | |
| 合計 | 221 (うち25台) | | |

3 令和3年度一般財団法人小松市開発公社予算

(単位:千円)

| 科 目 | 予算額 | 前年度予算額 | 増減 |
|---------------|----------|----------|----------|
| I 事業活動収支の部 | | | |
| 1. 事業活動収入 | 90,902 | 138,323 | △ 47,421 |
| (1) 基本財産運用収入 | 2 | 2 | 0 |
| 基本財産利息収入 | 2 | 2 | 0 |
| (2) 事業収入 | 84,400 | 131,957 | △ 47,557 |
| 平面駐車場収入 | 35,500 | 74,996 | △ 39,496 |
| 立体駐車場収入 | 35,300 | 42,211 | △ 6,911 |
| 受託月極駐車場収入 | 11,100 | 11,768 | △ 668 |
| サービス券収入 | 2,500 | 2,982 | △ 482 |
| (3) 雑収入 | 6,500 | 6,364 | 136 |
| その他事業外収入 | 6,500 | 6,364 | 136 |
| 2. 事業活動支出 | 87,540 | 120,622 | △ 33,082 |
| (1) 事業費支出 | 86,403 | 119,040 | △ 32,637 |
| 総係費支出 | 13,073 | 26,943 | △ 13,870 |
| 平面駐車場支出 | 21,700 | 34,354 | △ 12,654 |
| 立体駐車場支出 | 23,030 | 28,152 | △ 5,122 |
| 受託月極駐車場支出 | 300 | 350 | △ 50 |
| 減価償却費 | 28,300 | 29,241 | △ 941 |
| (2) 管理費支出 | 1,137 | 1,582 | △ 445 |
| 支払利息支出 | 1,137 | 1,582 | △ 445 |
| 事業活動収支差額・・・① | 3,362 | 17,701 | △ 14,339 |
| II 投資活動収支の部 | | | |
| 1. 投資活動収入 | 0 | 0 | 0 |
| (1) 固定資産売却収入 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 固定資産補償収入 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 投資活動支出 | 5,558 | 5,558 | 0 |
| (1) 延払金支出 | 1,590 | 1,590 | 0 |
| (2) 固定資産取得支出 | 3,968 | 3,968 | 0 |
| 投資活動収支差額・・・② | △ 5,558 | △ 5,558 | 0 |
| III 財務活動収支の部 | | | |
| 1. 財務活動収入 | 33,061 | 33,061 | 0 |
| (1) 長期借入金収入 | 33,061 | 33,061 | 0 |
| 2. 財務活動支出 | 47,230 | 77,230 | △ 30,000 |
| (1) 長期借入金返済支出 | 47,230 | 77,230 | △ 30,000 |
| 財務活動収支差額・・・③ | △ 14,169 | △ 44,169 | 30,000 |
| 当期収支差額 ①+②+③ | △ 16,365 | △ 32,026 | 15,661 |

4 令和3年度一般財団法人小松市開発公社資金計画

(単位:千円)

| 区 分 | | 予定額 |
|---------|-------------|---------|
| 受 入 資 金 | | 147,921 |
| 1 | 前年度繰越金 | 24,010 |
| 2 | 前年度未収金 | 1,218 |
| 3 | 基本財産運用収入 | 2 |
| 4 | 事業駐車場収入 | 83,182 |
| 5 | 事業雑収入 | 6,448 |
| 6 | 長期借入金 | 33,061 |
| 支 払 資 金 | | 112,071 |
| 1 | 前年度未払金 | 10,623 |
| 2 | 前年度預り金 | 43 |
| 3 | 総係費 | 14,903 |
| 4 | 平面駐車場費 | 10,948 |
| 5 | 立体駐車場費 | 21,329 |
| 6 | 受託駐車場費 | 300 |
| 7 | 延払金支出 | 1,590 |
| 8 | 固定資産取得支出 | 3,968 |
| 9 | 支払利息 | 1,137 |
| 10 | 借入金償還金(定期) | 47,230 |
| 11 | 借入金償還金(繰上げ) | 0 |
| 差 引 | | 35,850 |

報告第10号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人小松市まちづくり市民財団の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和2年度 公益財団法人 小松市まちづくり市民財団 決算状況

事業報告書

1 施設管理事業

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に広がりました。

財団では、全てのお客様が安心して施設をご利用いただけるよう新型コロナウイルス感染症拡大防止に多くの時間と経費をかけてきました。

具体的には、感染拡大予防のための施設利用ガイドラインの策定、3密回避用サインの設置、空気清浄機の設置、施設利用案内デジタル掲示板の設置、AI型体温測定機の設置、非接触型体温計の購入、手指消毒用除菌剤の設置、マスクの備蓄など、様々な機器の購入や取り組みを行ってきました。

お陰さまで、財団の施設においてお客様はもとより職員も含め一人の感染者も出なかったことに安堵しています。

一方、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸館施設における利用件数と合わせ、自主事業の縮小も余儀なくされたため、利用人数は前年比で約50%減少しました。

利用料収入等の独自収入は約10%の減少しましたが、支出の徹底的な削減等により、プラス収支を維持することができました。

今後もコロナ禍における厳しい財団運営を余儀なくされますが、徹底した対策を継続し、健全な財団経営に努めてまいります。

令和2年度に実施した事業は、次のとおりです。

【施設管理運営事業】

◇ 指定管理者制度に基づき管理する施設

○ 小松運動公園末広体育館他8施設

他8施設：末広野球場、末広陸上競技場、末広テニスコート、末広屋外相撲場、末広屋内相撲場、末広屋外幼児プール、念仏林グラウンド、安宅海浜公園

○ 石川県立小松屋内水泳プール、末広屋外プール

○ 小松市武道館

○ 小松市民センター、北部児童センター

○ 小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設

○ 石川県立航空プラザ

○ こまつドーム

○ 小松市公会堂

○ 東部児童センター

○ 西部児童センター

○ 小松市立老人福祉センター 千松閣

○ 小松サン・アビリティーズ

○ こまつまちづくり交流センター

○ こまつ曳山交流館及びジャパン九谷のふるさと松雲堂

○ 小松市芦城センター

- ◇ 補助金の交付を受けて管理する施設
 - 小松総合体育館
- ◇ 交付金の交付を受けて管理する施設
 - 稚松児童クラブ
 - 東陵児童クラブ
 - 安宅・牧児童クラブ
- ◇ 一部委託を受け実施する事業
 - 梯川ポートハウス管理運営事業
 - 地区体育施設管理運営事業
 - マウンテンバイク広場管理運営事業

【スポーツ振興事業】

- スポーツフェスティバル運営事業
- スポーツアドバイザー事業
- こまつアスリート育成事業
- こどもスポーツ大学開催事業

令和2年度に実施した事業概要は、次のとおりです。

◇ 施設管理運営事業

- 常に安全安心な施設提供を心掛けるとともに、施設の長寿命化を図るため、小松市に対し、大規模工事の要望を行いました。また、令和3年度に工事を実施する「小松総合体育館改修工事」の実施設計を完了しております。
- 令和2年度も利用者満足度調査を実施しました。その結果は以下のとおりです。

【集計結果】

| 施設名 | 満足度 | 施設名 | 満足度 | 施設名 | 満足度 |
|-----------|-------|----------------|-------|----------------|--------|
| 末広体育館 | 84.2% | 小松市公会堂 | 90.6% | 親子つどいの広場 | 95.7% |
| 末広陸上競技場 | 83.0% | 北部児童センター | 93.5% | 千松閣 | 93.8% |
| 末広テニスコート | 83.9% | 東部児童センター | 93.5% | 小松サン・アビリティーズ | 89.2% |
| 末広野球場 | 94.6% | 西部児童センター | 89.5% | こまつまちづくり交流センター | 90.4% |
| 小松屋内水泳プール | 82.6% | 稚松児童クラブ(保護者) | 93.2% | 芦城センター | 92.3% |
| 小松総合体育館 | 83.4% | 東陵児童クラブ(保護者) | 88.4% | 航空プラザ | 87.8% |
| 小松市武道館 | 86.8% | 安宅・牧児童クラブ(保護者) | 79.7% | こまつ曳山交流館 | 100.0% |
| こまつドーム | 82.7% | 稚松児童クラブ(児童) | 85.1% | | |
| 大倉岳高原スキー場 | 74.9% | 東陵児童クラブ(児童) | 80.8% | | |
| 小松市民センター | 97.0% | 安宅・牧児童クラブ(児童) | 76.5% | | |

【主な質問内容】

- ・職員の接客態度に関すること
- ・施設の安全面に関すること
- ・施設の衛生面に関すること
- ・自主事業等、行事に関すること
- ・新型コロナ対策に関すること

◇ 人材育成の推進

- 令和2年度は、人材育成のため、法令遵守、人権尊重など幅広く、各種研修を実施しました。

| 開催月 | 研修名 |
|-----|------------------|
| 6月 | 救命法研修(普通救命講習Ⅰ) |
| 6月 | 防災マニュアル研修 |
| 7月 | 情報セキュリティ研修 |
| 8月 | 広報広聴研修 |
| 9月 | リスクマネジメント研修 |
| 10月 | ホームページ・フェイスブック研修 |
| 11月 | 接遇研修 |
| 2月 | ハラスメント予防研修 |
| 3月 | KEMS講習会 |

◇ 監査の実施

- 令和2年度は、現金等の取扱状況及び事業運営の執行状況を重点項目とし、監査を実施しました。

監査実施期間 6月～ 10月

監査結果改善調査期間 1月～ 3月

◇ スポーツ振興事業

- 小松市スポーツフェスティバルの開催

ゆるスポーツや障がい者スポーツを体験する機会を提供し、市民のスポーツライフ推進に寄与しました。

参加人数 : 1,878 人

- こまつアスリート育成事業

小松市のジュニアから中高校生のスポーツ選手及びその指導者に対し、「総合的な医科学サポート」をし、競技力の向上に努めました。

参加人数 : 小学生 54 人

中学生 53 人

高校生 61 人

一般 2 人

- こまつ子どもスポーツ大学

小松市内の幼児、小学生低学年を対象に「走る」「跳ぶ」「投げる」の基本動作を指導し、運動能力の向上に寄与しました。

参加人数 : 幼児 60 人

小学生 60 人

○ 小松市スポーツアドバイザー事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の形式での事業は実施できませんでした。

代わりに、コロナ禍における運動不足を解消するための「こまつ元気健幸体操」DVDを制作し市民の健康増進に寄与しました。今後、この普及に努めます。

◇ 文化振興事業

- 「こまつ曳山交流館」よりコロナ禍における新しい形での曳山・伝統芸能の魅力を発信しました。

| 開催月 | 行事名 | 参加人数等 |
|--------|---|----------|
| 7月 | 展示企画：花魁道中をする人形たち | |
| 8月 | 第8回 納涼みよっさ夏まつり輪おどり大会 | 参加者：94人 |
| 10月 | 八町子供歌舞伎(協力) | 観客：550人 |
| 11月 | ニコニコバスツアー小松編 「歌舞伎のまち小松」PR(協力) | |
| 12月、1月 | 天神堂飾りと菅原道真公土人形展 | 来館者：214人 |
| 2月 | オンライン体験ツアー(協力) | |
| 2月 | モニターツアー(観光庁誘客多角化事業)(協力) ツアーの一工程で「八町こども歌舞伎」上演 | 参加者：40人 |

- 「石川県立航空プラザ」においても新型コロナ対策を十分に施しながら「乗り物のまちこまつ」の発信に努めました。

| 開催月 | 行事名 | 参加人数等 |
|-----|--------------------------|-------|
| 6月 | 前政府専用機貴賓室 お披露目 | |
| 9月 | こまつ乗り物動物園 航空プラザ協力ブース | 860人 |
| 11月 | 石川県岐阜県コラボ企画展「研三-KENSAN-」 | |

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 146,250,596 | 90,277,727 | 55,972,869 |
| 普通預金 | 145,264,546 | 89,358,027 | 55,906,519 |
| 小口現金 | 986,050 | 919,700 | 66,350 |
| 未収金 | 61,243,075 | 70,216,889 | △8,973,814 |
| 流動資産合計 | 207,493,671 | 160,494,616 | 46,999,055 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本資産 | | | |
| 定期預金 | 16,973,649 | 16,973,649 | 0 |
| 基本財産合計 | 16,973,649 | 16,973,649 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 退職給付引当資産 | 48,926,057 | 48,926,057 | 0 |
| 退職給付引当資産 | 48,926,057 | 48,926,057 | 0 |
| 特別定期預金 | 63,868,000 | 62,393,000 | 1,475,000 |
| 特別定期預金 | 63,868,000 | 62,393,000 | 1,475,000 |
| 児童クラブ運営費積立資産 | 14,395,000 | 18,291,000 | △3,896,000 |
| 児童クラブ運営費積立資産 | 14,395,000 | 18,291,000 | △3,896,000 |
| 小松総合体育館特別修繕引当資産 | 13,000,000 | 13,000,000 | 0 |
| 小松総合体育館特別修繕引当資産 | 13,000,000 | 13,000,000 | 0 |
| 特定資産合計 | 140,189,057 | 142,610,057 | △2,421,000 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | 517,225,504 | 558,126,589 | △40,901,085 |
| 建物 | 509,574,131 | 547,853,802 | △38,279,671 |
| 什器備品 | 6,957,012 | 9,344,601 | △2,387,589 |
| 車両運搬具 | 694,361 | 928,186 | △233,825 |
| その他固定資産合計 | 517,225,504 | 558,126,589 | △40,901,085 |
| 固定資産合計 | 674,388,210 | 717,710,295 | △43,322,085 |
| 資産合計 | 881,881,881 | 878,204,911 | 3,676,970 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未払金 | 103,135,845 | 72,764,409 | 30,371,436 |
| 未払金 | 103,135,845 | 72,764,409 | 30,371,436 |
| 預り金 | 2,057,903 | 1,075,033 | 982,870 |
| 預り金 | 2,057,903 | 1,075,033 | 982,870 |
| 前受金 | 3,598,550 | 5,106,076 | △1,507,526 |
| 前受金 | 3,598,550 | 5,106,076 | △1,507,526 |
| 流動負債合計 | 108,792,298 | 78,945,518 | 29,846,780 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 48,926,057 | 48,926,057 | 0 |
| 固定負債合計 | 48,926,057 | 48,926,057 | 0 |
| 負債合計 | 157,718,355 | 127,871,575 | 29,846,780 |

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|
| Ⅲ 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 基本財産 | 16,973,649 | 16,973,649 | 0 |
| 日本財団補助金 | 250,000,000 | 250,000,000 | 0 |
| 石川県補助 | 40,000,000 | 40,000,000 | 0 |
| 小松市補助 | 282,860,071 | 282,860,071 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 589,833,720 | 589,833,720 | 0 |
| (うち基本財産への充当額) | | | |
| (うち特定資産への充当額) | | | |
| 2. 一般正味財産 | 134,329,806 | 160,499,616 | △26,169,810 |
| (うち基本財産への充当額) | | | |
| (うち特定資産への充当額) | | | |
| 正味財産合計 | 724,163,526 | 750,333,336 | △26,169,810 |
| 負債及び正味財産合計 | 881,881,881 | 878,204,911 | 3,676,970 |

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 小松市受託収益 | 413,637,548 | 388,113,016 | 25,524,532 |
| 使用料収益 | 116,063,810 | 127,461,119 | △11,397,309 |
| 補助金 | 141,961,823 | 139,950,614 | 2,011,209 |
| 財団運営補助金 | 84,400,384 | 107,880,412 | △23,479,918 |
| 小松総合体育館補助金 | 12,670,000 | 10,279,491 | 2,390,509 |
| 小松総合体育館改修事業補助金 | 12,271,000 | 5,000,000 | 7,271,000 |
| スポーツ・文化振興事業補助金 | 18,189,000 | 16,790,711 | 1,398,289 |
| 職員派遣事業補助金 | 14,431,329 | 0 | 14,431,329 |
| 負担金 | 8,972,900 | 11,204,200 | △2,231,300 |
| 自主事業収益 | 8,074,219 | 4,744,550 | 3,329,669 |
| 交付金 | 23,615,700 | 29,617,768 | △6,002,068 |
| 寄付金収益 | 0 | 0 | 0 |
| 退職給付債務取崩収益 | 0 | 1,073,943 | △1,073,943 |
| (2) 経常外収益 | | | |
| 受取利息 | 44,721 | 141,974 | △97,253 |
| 預金利息 | 44,721 | 141,974 | △97,253 |
| 雑収入 | 10,923,056 | 21,322,194 | △10,399,138 |
| 受取手数料 | 7,111,329 | 15,566,263 | △8,454,934 |
| 雑収入 | 3,811,727 | 5,755,931 | △1,944,204 |
| 経常収益計 | 723,293,777 | 723,629,378 | △335,601 |
| (3) 経常費用 | | | |
| 事業費 | 668,749,843 | 633,117,921 | 35,631,922 |
| 給料 | 35,894,700 | 32,752,150 | 3,142,550 |

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 手当 | 14,227,868 | 11,906,130 | 2,321,738 |
| 賃金 | 178,877,801 | 150,073,552 | 28,804,249 |
| 法定福利費 | 30,154,356 | 30,212,086 | △57,730 |
| 退職給付支出 | 3,311,412 | 1,278,563 | 2,032,849 |
| 旅費 | 501,690 | 742,467 | △240,777 |
| 消耗品費 | 19,000,424 | 20,907,307 | △1,906,883 |
| 燃料費 | 2,644,975 | 1,496,134 | 1,148,841 |
| 光熱水費 | 89,190,392 | 99,185,418 | △9,995,026 |
| 印刷製本費 | 707,776 | 727,507 | △19,731 |
| 通信運搬費 | 2,828,666 | 2,306,593 | 522,073 |
| 委託料 | 158,211,429 | 143,252,390 | 14,959,039 |
| 手数料 | 1,584,516 | 1,649,939 | △65,423 |
| 使用料及び賃借料 | 16,063,552 | 13,194,807 | 2,868,745 |
| 修繕料 | 27,433,605 | 39,273,405 | △11,839,800 |
| 原材料費 | 1,456,983 | 867,858 | 589,125 |
| 負担金 | 1,186,416 | 993,937 | 192,479 |
| 食糧費 | 80,937 | 163,262 | △82,325 |
| 損害保険料 | 2,496,750 | 2,525,650 | △28,900 |
| 公課費 | 21,675,293 | 16,882,680 | 4,792,613 |
| 動力費 | 7,941,989 | 10,636,805 | △2,694,816 |
| 交際費 | 24,236 | 86,093 | △61,857 |
| 福利厚生費 | 14,338 | 0 | 14,338 |
| 賄材料費 | 4,421,068 | 400,912 | 4,020,156 |
| 広告料 | 732,989 | 593,890 | 139,099 |
| 報償費 | 3,249,297 | 6,112,830 | △2,863,533 |
| 備品費 | 1,440,741 | 2,190,479 | △749,738 |
| 減価償却費 | 43,395,644 | 42,705,077 | 690,567 |
| 総係費 | 82,834,303 | 112,788,938 | △29,954,635 |
| 給料 | 23,290,100 | 37,342,650 | △14,052,550 |
| 手当 | 15,256,403 | 23,710,192 | △8,453,789 |

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 賃金 | 22,560,145 | 23,041,955 | △481,810 |
| 法定福利費 | 11,385,509 | 14,995,803 | △3,610,294 |
| 旅費 | 3,788 | 4,182 | △394 |
| 費用弁償 | 45,000 | 93,000 | △48,000 |
| 消耗品費 | 2,079,081 | 1,136,230 | 942,851 |
| 燃料費 | 364,077 | 464,909 | △100,832 |
| 印刷製本費 | 71,500 | 11,880 | 59,620 |
| 通信運搬費 | 421,711 | 318,988 | 102,723 |
| 委託料 | 2,344,468 | 3,099,648 | △755,180 |
| 手数料 | 552,275 | 578,234 | △25,959 |
| 使用料及び賃借料 | 944,103 | 912,900 | 31,203 |
| 修繕料 | 1,054,743 | 1,523,280 | △468,537 |
| 原材料費 | 0 | 0 | 0 |
| 負担金 | 32,150 | 25,175 | 6,975 |
| 食糧費 | 1,920 | 1,920 | 0 |
| 損害保険料 | 254,240 | 248,370 | 5,870 |
| 公課費 | 141,000 | 179,610 | △38,610 |
| 交際費 | 2,000 | 21,091 | △19,091 |
| 福利厚生費 | 577,484 | 545,754 | 31,730 |
| 報償費 | 58,956 | 71,411 | △12,455 |
| 報酬 | 192,500 | 191,000 | 1,500 |
| 備品費 | 1,201,150 | 4,270,756 | △3,069,606 |
| 退職給付引当金繰入額 | 0 | 10,000,000 | △10,000,000 |
| 経常費用計 | 751,584,146 | 755,906,859 | △4,322,713 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △28,290,369 | △32,277,481 | 3,987,112 |
| 当期経常増減額 | △28,290,369 | △32,277,481 | 3,987,112 |
| 2 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 過年度損益修正益 | 2,743,200 | 910,090 | 1,833,110 |
| 経常外収益計 | 2,743,200 | 910,090 | 1,833,110 |

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|
| (2) 経常外費用 | | | |
| 過年度損益修正損 | 622,641 | 52,500 | 570,141 |
| 固定資産除却損 | 0 | 1 | △1 |
| 経常外費用計 | 622,641 | 52,501 | 570,140 |
| 当期経常外増減額 | 2,120,559 | 857,589 | 1,262,970 |
| 当期一般正味財産増減額 | △26,169,810 | △31,419,892 | 5,250,082 |
| 一般正味財産期首残高 | 160,499,616 | 191,919,508 | △31,419,892 |
| 一般正味財産期末残高 | 134,329,806 | 160,499,616 | △26,169,810 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 指定正味財産期首残高 | 589,833,720 | 589,833,720 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 589,833,720 | 589,833,720 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 724,163,526 | 750,333,336 | △26,169,810 |

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物・・・定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行なっていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度(H18年度)の期首の帳簿価格を取得価格とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給相当額を計上している。

小松総合体育館特別修繕引当金・・・修繕額に要する金額の財団負担分を計上

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

| 科 目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 16,973,649 | 0 | 0 | 16,973,649 |
| 小 計 | 16,973,649 | 0 | 0 | 16,973,649 |
| 特定資産 | | | | |
| 有形固定資産（建物） | 547,853,802 | 2,743,200 | 41,022,871 | 509,574,131 |
| 退職給付引当資産 | 48,926,057 | 0 | 0 | 48,926,057 |
| 児童クラブ 運営費積立 | 18,291,000 | 0 | 3,896,000 | 14,395,000 |
| 小松総合体育館 特別修繕引当資産 | 13,000,000 | 0 | 0 | 13,000,000 |
| 特別定期預金 | 62,393,000 | 21,475,000 | 20,000,000 | 63,868,000 |
| その他固定資産 | | | | |
| 什器備品 | 9,344,601 | 374,000 | 2,761,589 | 6,957,012 |
| 車両運搬具 | 928,186 | 0 | 890,074 | 38,112 |
| 小 計 | 700,736,646 | 24,592,200 | 68,570,534 | 656,758,312 |
| 合 計 | 717,710,295 | 24,592,200 | 68,570,534 | 673,731,961 |

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

| 科 目 | 当期末残高 | (うち指定正味 財産からの充当 額) | (うち一般正味 財産からの充当 額) | (うち負債に対 応する額) |
|---------------------|-------------|--------------------------|--------------------------|------------------|
| 基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 16,973,649 | 16,973,649 | - | - |
| 小 計 | 16,973,649 | 16,973,649 | - | - |
| 特定資産 | | | | |
| 建物 | 509,574,131 | 482,057,128 | 27,517,003 | - |
| 退職給付引当資産 | 48,926,057 | - | 48,926,057 | - |
| 児童クラブ運営費積立 | 14,395,000 | - | 14,395,000 | - |
| 小松総合体育館 特別修繕引当資産 | 13,000,000 | - | 13,000,000 | - |
| 特別定期預金 | 63,868,000 | - | 63,868,000 | - |
| その他固定資産 | | | | |
| 什器備品 | 6,957,012 | - | 6,957,012 | - |
| 車両運搬具 | 38,112 | - | 38,112 | - |
| 小 計 | 656,758,312 | 482,057,128 | 174,701,184 | - |
| 合 計 | 673,731,961 | 499,030,777 | 174,701,184 | - |

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

| 科 目 | 取得価格 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-----------|---------------|-------------|-------------|
| 建 物 | 1,309,669,751 | 800,095,620 | 509,574,131 |
| 什 器 備 品 | 21,167,859 | 14,210,847 | 6,957,012 |
| 車 両 運 搬 具 | 3,394,130 | 3,356,018 | 38,112 |

5. 補助金等の内訳並びに交付者, 当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者, 当期の増減額及び残高は, 次のとおりである。

(単位:円)

| 補助金の名称 | 交付者 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 貸借対照表上の記載区分 |
|--------|------|-------------|-------|-------|-------------|-------------|
| 補助金 | | | | | | |
| 日本財団 | 日本財団 | 250,000,000 | 0 | 0 | 250,000,000 | 指定正味財産 |
| 石川県補助金 | 石川県 | 40,000,000 | 0 | 0 | 40,000,000 | 指定正味財産 |
| 小松市補助金 | 小松市 | 282,860,071 | 0 | 0 | 282,860,071 | 指定正味財産 |
| 合計 | | 572,860,071 | 0 | 0 | 572,860,071 | |

財産目録
令和3年3月31日現在

(単位:円)

| 貸借対照表科目 | | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金額 | |
|-----------|-----------------|-------------------|---|----------------|---------------|
| (流動資産) | 小口現金 | 手元管理 | 運転資金として | 986,050 | |
| | | | | 小計 | [986,050] |
| | 預金 | 普通預金 北國銀行 小松支店 | 運転資金として | 145,264,546 | |
| | | | | 小計 | [145,264,546] |
| | 未収金 | | | 小松市受託料・補助金・交付金 | 57,285,267 |
| | | | | 使用料収益 | 2,389,999 |
| | | | | 受取手数料 | 681,306 |
| 雑収入 | | | | 886,503 | |
| 小計 | [61,243,075] | | | | |
| 流動資産合計 | | | | 207,493,671 | |
| (固定資産) | 基本財産 | 預金 | 定期預金 小松市農業協同組合 本店 | 16,973,649 | |
| | | | | 小計 | [16,973,649] |
| | 特定資産 | 退職給付引当資産 | 北國銀行 小松支店 北陸銀行 小松支店 はくさん信用金庫 小松支店 福邦銀行 小松支店 | 職員退職給与相当額 | 18,926,057 |
| | | | | | 10,000,000 |
| | | | | | 10,000,000 |
| | | | | | 10,000,000 |
| | | | | | 小計 |
| | | 定期預金 | 特別定期預金 金沢信用金庫 小松中央支店 ゆうちょ銀行 京町郵便局 福井銀行 小松支店 楽天銀行 PayPay銀行 北陸労働金庫 小松支店 北國銀行 小松支店 北國銀行 小松支店 | | 10,000,000 |
| | | | | | 10,000,000 |
| | | | | | 10,000,000 |
| | | | | | 10,000,000 |
| | | | | | 10,000,000 |
| | | | | | 5,000,000 |
| 2,393,000 | | | | | |
| 6,475,000 | | | | | |
| 小計 | [63,868,000] | | | | |
| | 児童クラブ運営費積立資産 | 北國銀行 小松支店 | | 14,395,000 | |
| | 小松総合体育館特別修繕引当資産 | 北國銀行 小松支店 | | 13,000,000 | |
| | 小計 | | | [27,395,000] | |

| 貸借対照表科目 | | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金額 |
|---------|---------|----------|-----------------|---------------|
| | 有形固定資産 | | | |
| | 建物 | | | 432,968,689 |
| | 電気設備 | | | 49,031,004 |
| | 空気調和設備 | | | 12,048,905 |
| | 給排水衛生設備 | | | 14,984,048 |
| | 下水道内宅設備 | | | 541,485 |
| | | | 小計 | [509,574,131] |
| その他固定資産 | 有形固定資産 | | | |
| | 什器備品 | 管理局他施設 | | 6,957,012 |
| | 車両運搬具 | 同上 | | 694,361 |
| | | | 小計 | [7,651,373] |
| 固定資産合計 | | | | 674,388,210 |
| 資産合計 | | | | 881,881,881 |
| (流動負債) | | | | |
| | 未払金 | | 賃金・法定福利費 | 14,943,806 |
| | | | 消耗品費 | 1,242,954 |
| | | | 光熱水費 | 1,655,643 |
| | | | 委託料 | 27,507,458 |
| | | | 修繕料 | 6,686,691 |
| | | | 動力費 | 1,322,948 |
| | | | 市委託料・補助金戻し | 24,012,196 |
| | | | 公課費 | 9,044,093 |
| | | | 備品費 | 313,790 |
| | | | その他 | 16,406,266 |
| | | | 小計 | [103,135,845] |
| | 預り金 | | 社会保険料他 | 2,057,903 |
| | | | 小計 | [2,057,903] |
| | 前受金 | | 市民センター | 1,213,500 |
| | | | こまつドーム | 1,385,840 |
| | | | 公会堂 | 819,410 |
| | | | 小松市芦城センター | 171,800 |
| | | | こまつ曳山交流館 | 8,000 |
| | | | 小計 | [3,598,550] |
| 流動負債合計 | | | | 108,792,298 |
| (固定負債) | | | | |
| | 退職給付引当金 | 職員に対するもの | 職員の退職金支払いに備えるもの | 48,926,057 |
| 固定負債合計 | | | | 48,926,057 |
| 負債合計 | | | | 157,718,355 |
| 正味財産 | | | | 724,163,526 |

令和3年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総 則)

第1条 令和3年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 |
|-------|------------|---|-----------|
| 第 1 款 | 事 業 収 益 | | 810,421千円 |
| 第 1 項 | 施設管理運営事業収益 | | 729,080千円 |
| 第 2 項 | スポーツ振興事業収益 | | 23,436千円 |
| 第 3 項 | 地域活性化事業収益 | | 25,305千円 |
| 第 4 項 | 文化交流事業収益 | | 27,600千円 |
| 第 9 項 | 特定資産取崩収入 | | 5,000千円 |
| 第 2 款 | 事 業 外 収 益 | | 22,689千円 |
| 第 1 項 | 事 業 外 収 益 | | 22,689千円 |
| | | 支 | 出 |
| 第 1 款 | 事 業 費 | | 832,410千円 |
| 第 1 項 | 施設管理運営事業 | | 754,189千円 |
| 第 2 項 | スポーツ振興事業 | | 23,436千円 |
| 第 3 項 | 地域活性化事業 | | 27,185千円 |
| 第 4 項 | 文化交流事業 | | 27,600千円 |

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 |
|--------|-----------|---|----------|
| 第 21 款 | 資 本 的 収 益 | | 65,371千円 |
| 第 3 項 | 補助金 | | 65,371千円 |

支 出

| | | |
|--------|-----------|----------|
| 第 31 款 | 資 本 的 支 出 | 66,071千円 |
| 第 2 項 | 建設改良費 | 60,000千円 |
| 第 3 項 | 有形固定資産購入費 | 6,071千円 |

不足分については、収益的収入をもって充てる。

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条次に掲げる経費については、それ以外の経費に流用する場合は理事会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 89,017千円

(債務負担額)

第5条 小松総合体育館改修事業（工事）については、令和3年度及び令和4年度の2ヵ年で実施するものとし、その予定額は次のとおりと定める。

| 事 項 | 令和3年度 | 令和4年度 | 累計額 |
|-----------------|----------|-----------|-----------|
| 小松総合体育館 改修事業 | 88,500千円 | 206,500千円 | 295,000千円 |

令和3年3月23日 提出

理 事 長 竹 村 信 一

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社こまつ賑わいセンターの経営状況を次のとおり報告する。

1 第23期 株式会社こまつ賑わいセンター決算

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

第23期における株式会社こまつ賑わいセンターの事業実績は次のとおりです。

1. 事業実績の概要

2024年春の北陸新幹線金沢敦賀間の開通を前に、小松駅周辺では新駅舎の建築工事が進められています。これにあわせ、駅東地区には新しいスタイルのホテルや賃貸マンションがオープンしたほか、現在の市営駅東駐車場用地では、南加賀地域の重要拠点である小松駅前にふさわしい新たな複合ビルの建設に向けての準備も進められています。これらにより、今後益々、駅周辺の賑わい創出が図られるものと期待されます。

一方、弊社が運営しているカブッキーランドは、平成29年12月1日にオープンして以来3年が経過し、来館者・入場料両面において順調な運営が図られてきました。しかしながら、昨年から蔓延してきた新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月3日より4月9日まで10時から15時までの時間短縮営業、4月10日から5月31日まで休館、6月1日から6月14日までは再度の時間短縮営業を余儀なくされました。

また、ここ最近の全国的な変異株の広がりから新規陽性者の増加が続いている状況の中、来場者の安全面を重視するため、通常入場可能組数を大きく減らし、マスク着用や手指消毒、検温等徹底した予防対策を講じ、必要とされる子育て支援に努めています。

加えて、休館中においては、歓迎案内サインの充実、さらに、令和3年2月よりホームページをリニューアルし、予約システムの導入によりクッキングスタジオ・すくすくひろば（団体利用）・カルチャールームの利用予約が24時間可能となり、利便性向上とイメージアップを図りました。

施設経営面では、年度当初のコロナ対策にかかる時間短縮営業や休館、再開後の来場者入場制限の実施などが大きく影響し、来場者数は34,810人（対前年度49.1%減）、入場料収入は9,108,378円（対前年度47.0%減）となりました。

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

| | | |
|--------------|-------------|--------------------|
| 1. 流動資産 | | |
| (1) 現金 | 699,348 | |
| (2) 預金 | 30,878,945 | |
| (3) 前払家賃 | 19,350,940 | |
| (4) 未収還付法人税等 | 357,300 | |
| (5) 未収入金 | 8,869,493 | |
| (6) 前払金 | 16,500 | |
| 流動資産合計 | | <u>60,172,526</u> |
| 2. 固定資産 | | |
| (有形固定資産) | | |
| (1) 建物 | 158,527,933 | |
| (2) 建物附属設備 | 223,319,091 | |
| (3) 工具器具備品 | 809,737 | |
| (無形固定資産) | | |
| (1) ソフトウェア | 629,817 | |
| (投資その他の資産) | | |
| (1) 敷金 | 57,671,220 | |
| 固定資産合計 | | <u>440,957,798</u> |
| 資産合計 | | <u>501,130,324</u> |

負 債 の 部

| | | |
|-------------|-------------|--------------------|
| 3. 流動負債 | | |
| (1) 未払金 | 4,797,597 | |
| (2) 未払法人税等 | 118,500 | |
| (3) 前受家賃 | 17,302,728 | |
| (4) 未払消費税等 | 6,303,500 | |
| 流動負債合計 | | <u>28,522,325</u> |
| 4. 固定負債 | | |
| (1) 長期借入金 | 427,759,262 | |
| (2) 預り保証金 | 13,774,760 | |
| (3) 退職給付引当金 | 1,000,000 | |
| (4) 修繕引当金 | 4,200,000 | |
| 固定負債合計 | | <u>446,734,022</u> |
| 負債合計 | | <u>475,256,347</u> |

純 資 産 の 部

| | | | |
|----------|---|------------|--------------------|
| 5. 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 17,050,000 | |
| (利益剰余金) | | | |
| その他利益剰余金 | | 11,323,977 | |
| 繰越利益剰余金 | | 11,323,977 | |
| 自己株式 | △ | 2,500,000 | |
| 純資産合計 | | | <u>25,873,977</u> |
| 負債・純資産合計 | | | <u>501,130,324</u> |

損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

1. 売上高

| | |
|----------------|-------------|
| (1) カブッキーランド売上 | 8,628,527 |
| (2) うどん売上 | 7,209,799 |
| (3) 補助金収入 | 22,505,170 |
| (4) 家賃収入 | 248,035,618 |
| (5) 受託収入 | 6,818,182 |

293,197,296

売上総利益金額

293,197,296

2. 販売費及び一般管理費

| | |
|--------------|-------------|
| (1) 給料 | 18,532,351 |
| (2) 法定福利費 | 2,958,153 |
| (3) 福利厚生費 | 11,581 |
| (4) 委託費 | 10,837,049 |
| (5) 通信費 | 496,736 |
| (6) 減価償却費 | 22,222,777 |
| (7) 賃借料 | 2,268,523 |
| (8) 支払保険料 | 162,017 |
| (9) 修繕費 | 281,300 |
| (10) 水道光熱費 | 2,332,892 |
| (11) 消耗品費 | 1,816,067 |
| (12) 租税公課 | 4,367,547 |
| (13) 支払報酬 | 76,101 |
| (14) 印刷製本費 | 234,300 |
| (15) 事務用消耗品費 | 30,220 |
| (16) 広告宣伝費 | 1,266,502 |
| (17) 支払手数料 | 74,452 |
| (18) 会議費 | 35,113 |
| (19) 使用料 | 1,084,102 |
| (20) 支払家賃 | 214,930,362 |
| (21) 工事費 | 489,600 |
| (22) 負担金 | 1,129,455 |
| (23) 退職給付費用 | 1,000,000 |
| (24) 修繕引当金繰入 | 4,200,000 |
| (25) 材料費 | 593,246 |

291,430,446

営業損益金額

1,766,850

| | | | |
|---------------|-----------|------------------|------------------|
| 営業外収益 | | | |
| （１）受取利息 | 1,878 | | |
| （２）雑収入 | 888,191 | | |
| | | <u>890,069</u> | |
| 営業外費用 | | | |
| （１）支払利息割引料 | 1,107,432 | | |
| | | <u>1,107,432</u> | |
| 営業外利益金額 | | | <u>△217,363</u> |
| 経常利益金額 | | | <u>1,549,487</u> |
| 税引前当期純利益金額 | | | 1,549,487 |
| 法人税, 住民税及び事業税 | | | <u>1,476,500</u> |
| 当期純利益金額 | | | <u>72,987</u> |

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|-------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | その他の利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| | | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 17,050,000 | 11,250,990 | 11,250,990 | △2,500,000 | 25,800,990 | 25,800,990 |
| 当期変動額 | 0 | 72,987 | 72,987 | | 72,987 | 72,987 |
| 当期純利益 | | 72,987 | | | | |
| 当期末残高 | 17,050,000 | 11,323,977 | 11,323,977 | △2,500,000 | 25,873,977 | 25,873,977 |

財務諸表に対する注記

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産については、法人税法に基づく減価償却の方法を適用しています。
 - (2) 計算書類作成のための重要な事項
 - ① リース取引の処理方法
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - ② 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜き方式によっています。
3. 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 減価償却累計額の金額
減価償却累計額 60,558,547 円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済み株式の数

| | |
|------------------|-------|
| 前期末株式数（発行済普通株式） | 341 株 |
| 当期増加株式数（発行済普通株式） | 0 株 |
| 当期減少株式数（発行済普通株式） | 0 株 |
| 当期末株式数（発行済普通株式） | 341 株 |
| 前期末株式数（発行済優先株式） | 0 株 |
| 当期増加株式数（発行済優先株式） | 0 株 |
| 当期減少株式数（発行済優先株式） | 0 株 |

| | |
|-----------------|-----|
| 当期末株式数（発行済優先株式） | 0株 |
| (2) 自己株式の数 | |
| 前期末株式数 | 50株 |
| 当期増加株式数 | 0株 |
| 当期減少株式数 | 0株 |
| 当期末株式数 | 50株 |

第 23 期 財産目録

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

| 資産の部 | 摘 要 | 金 額 |
|----------------|-------------------------|--------------------|
| 1. 流動資産 | | <u>60,172,526</u> |
| (1) 現金預金 | | 31,578,293 |
| ア. 現 金 | カブッキーランド, つるっと, 会社小口 | 699,348 |
| イ. 預 金 | 決済用普通預金 (期末現在高) | 30,878,945 |
| | 北國銀行 小松中央支店 | 921,303 |
| | 北國銀行 小松中央支店 | 1,992,232 |
| | 北國銀行 小松中央支店 | 339,228 |
| | 北國銀行 小松中央支店 | 5,010,178 |
| | 北國銀行 小松中央支店 | 988,000 |
| | 普通預金 | 4,528,997 |
| | 北國銀行 小松中央支店 | 4,278,837 |
| | 北國銀行 小松支店 | 250,160 |
| | 定期預金 | 17,099,007 |
| | 北陸信用金庫小松中央支店 | 5,020,228 |
| | 北國銀行 小松中央支店 | 2,020,091 |
| | 北國銀行 小松中央支店 | 3,006,492 |
| | 北國銀行 小松支店 | 7,051,196 |
| (2) 前払家賃 | 前払家賃 (令和 3 年 4 月分) | 19,350,940 |
| (3) 未収還付法人税等 | | 357,300 |
| (4) 未収入金 | | 8,869,493 |
| | 小松市補助金 | 7,772,990 |
| | その他 (クレジット分・自販機手数料等) | 1,096,503 |
| (5) 前払金 | | 16,500 |
| 2. 固定資産 | | <u>440,957,798</u> |
| (1) 有形固定資産 | | 383,286,578 |
| | 建物 (大学内装工事・CF事業) | 158,527,933 |
| | 建物付属設備 (大学内装設備・共用部自動ドア) | 223,319,091 |
| | 工具器具備品 (賑わいセンター) | 809,737 |
| (2) 無形固定資産 | ソフトウェア | 629,817 |
| (3) 投資その他の資産 | 敷金 (青山ライフプロモーション) | 57,671,220 |
| 資産合計 | | 501,130,324 |

| 負債の部 | 摘 要 | 金 額 |
|----------------|------------------|-------------------|
| 1. 流動負債 | | <u>28,522,325</u> |
| (1) 未払金 | | 4,797,597 |
| | 委託費 (つるっと委託費) | 1,203,409 |
| | その他 | 3,594,188 |
| (2) 未払法人税等 | 法人税・市民税 | 118,500 |
| (3) 前受家賃 | 家賃 (令和 3 年 4 月分) | 17,302,728 |
| (4) 未払消費税等 | 消費税 | 6,303,500 |

| | | |
|----------------|-----------|--------------------|
| <u>2. 固定負債</u> | | <u>446,734,022</u> |
| (1) 長期借入金 | | 427,759,262 |
| | 北國銀行 小松支店 | 427,759,262 |
| (2) 預り保証金 | | 13,774,760 |
| | 預り敷金 | 13,774,760 |
| (3) 退職給付引当金 | | 1,000,000 |
| (4) 修繕引当金 | | 4,200,000 |
| 負債合計 | | 475,256,347 |
| 純資産の部 | 摘 要 | 金 額 |
| <u>1. 株主資本</u> | | <u>25,873,977</u> |
| (1) 資本金 | | 17,050,000 |
| (2) 利益剰余金 | | 11,323,977 |
| (3) 自己株式 | | △2,500,000 |
| 純資産合計 | | 25,873,977 |
| 負債・純資産合計 | | 501,130,324 |

2 第24期 株式会社こまつ賑わいセンター事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1. 事業概要

平成29年12月にオープンいたしました、複合ビル「こまつアズスクエア」は、開業から4年目を迎えました。弊社が2階・3階をサブリースする「公立小松大学」は、全4学年が揃い、駅周辺には約1千名の学生やそれにかかわる地元住民らで賑わいが創出されています。

直営管理の「カブッキーランド」もオープンから4年目を迎え、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、最大限の注意を払います。

様々な感染対策を施しながら利用者の安全の確保を保ちつつ、「すくすくひろば」でのイベントの実施や、「クッキングスタジオ」での食育など、親子でともにあそびながら学ぶ本施設の特性を活かして、安全・安心な施設の運営に努めてまいります。

子育て支援に対する取り組みとして、小松市からの受託事業であるファミリーサポートセンター事業を実施し、特に、子育て相談・産前産後サポートに重点を置きながら、質の高い専門相談窓口の充実を目指します。

引き続き、変化が著しい小松駅周辺の発展を見据えながら、高架下の活用など、更なる賑わいの創出に取り組みます。

2. 事業内容

- (1) 小松駅周辺の利活用促進（高架下活用による賑わい創出）
- (2) カブッキーランドの運営
- (3) アンテナショップ 小松うどん道場つるっとの運営

3 第24期 株式会社こまつ賑わいセンター予算

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(総則)

第1条 第24期 株式会社こまつ賑わいセンターの予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-----|-------|------------|
| 第1款 | 営業収益 | 287,343 千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 286,453 千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 890 千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 営業費用 | 313,586 千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 312,577 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 1,009 千円 |

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-----|--------|------------|
| 第1款 | 資本的収入 | 427,760 千円 |
| 第1項 | 借入金 | 427,760 千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 資本的支出 | 19,511 千円 |
| 第1項 | 借入金償還金 | 19,511 千円 |

(一時借入金)

第4条 一時借入金の額は、30,000千円と定める。